

Ⅱ 普及啓発・教育研修

1 普及啓発の概要

精神障害者は、未だに偏見の対象になりやすい側面がある。疾病のために社会から排除されてきた歴史をもち、障害が固定しにくいこと、そのために障害の理解には社会の側にも抽象能力が必要とされること、少ない頻度であっても目立った事件などが生じ報道に取り上げられやすいことなどが、現在も偏見除去を阻害する要因であろう。

精神疾患は、誰でもが罹患する可能性があるが、そのために生ずる生活の不便がある。地域住民はそれを理解し、障害を持つ人々を支援し、共生の地域を作ってゆかねばならない。地域の偏見は、個人が精神的な不調に陥っても、相談できず、適切な医療機関にも受診できず、対応の遅れを招くことに繋がる。

精神保健福祉センターでは、開設当初から継続的に、地域啓発イベントやフォーラム、冊子製作などに取り組んでいるが、普及啓発という活動の性質上、その効果は客観的に計ることが難しい。また、一人ひとりの心の問題というデリケートな面もあるため、細やかな工夫が必要な活動でもある。

(1) リカバリー・パレード「回復の祭典」in北九州

《位置づけ及び経過》

リカバリー・パレードは平成22年に国内（東京・新宿）で初めて開催された。新たな啓発活動の形として、平成24年度には広島で、平成25年度は、北九州で初開催した。平成28年度は横浜・仙台・関西・沖縄で、平成29年度は茨城で開催が始まっている。リカバリー（回復）という概念は、依存症、その他の精神障害、生きづらさや様々な人生の問題に共通して使用される言葉で、精神障害などの困難と向き合い、適切・主体的な対応をすることによって、回復可能であること、そればかりか新しい生き方を手に入れることができることを表す。このことは、未だ世間一般には十分に知られておらず、病気・困難を抱える本人や当事者にさえ良く知られていないのが実情である。

そこで、特にアメリカの回復擁護運動の理論的支柱であるウィリアム・L・ホワイト氏の「社会の偏見を取り除くのは回復者自身の責任である」との考え方・主張に基づき、それに賛同する人々が「回復の祭典」として、その名のとおり回復をアピールし、関わる当事者、支援者らが共に喜びを分かち合い、街頭を行進するものである。

従来の精神障害者にかかる啓発活動は、のぼりやポスターなどのように広く啓発を求めれば、伝えるものが薄くなり、講演会などの情報提供では、会場に集まる人々に限られ、一方的、教条的になりがちであった。これに対して、リカバリー・パレードでは、当事者・支援者が自らを回復の証として街に出て、市民との出会いを創出していき、より直接的で新しい手法である。

【目的】

「こころの病気からの回復は可能であること」を社会に伝えるため、依存症などの精神疾患からの回復者、家族、支援者等が集まり、街頭パレードや唱和、ポケット・ティッシュ配布等を行い、市民へ呼びかけを行う。また、パレードへの参加を通じて様々な立場の相互交流を図り、依存症などの心の病を持つ方々への回復とそのための支援の活性化を図る。

【内容】

[運営主体] リカバリー・パレード実行委員会（当センターとの共同開催）

[開催回数] 年1回

[開始年度] 平成25年度

【実績】

開催日時	内容	参加者数
—	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、パレードは行わず、令和3年度にオンラインで開催することを実行委員会で決定した。 令和2年度はオンライン開催に向けての準備期間とした。	—

リカバリー・パレードは当事者主体による運動であるため、当事者（セルフヘルプ・グループ）や地域支援機関等（医療機関や依存症回復支援施設）から構成する「リカバリー・パレード実行委員会」を中心に運営した。当センターは側面的支援を担っている。

本来であれば、街頭をパレードしながら唱和（シュプレヒコール）を行い、心の病からの回復は可能であることを市民にPRする予定だったが、今年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、パレードは行わず、次年度（令和3年度）にオンラインで開催することを実行委員会で決定した。令和2年度は定期的に実行委員会を開催し、オンライン開催に向けた準備を行った。

平成27年度より、相談窓口を掲載したポケットティッシュの街頭配布を開始した。リカバリー・パレードは、市民への啓発のみならず、参加者同士の交流の場としても機能しており、今後のさらなる展開が望まれる。

（2）その他の普及啓発事業

全市民を対象にメンタルヘルスの重要性を伝えることと、精神障害者への偏見を解消することを目的に、市民の目に触れること、情報にアクセスしやすいこと、また、本当に情報の必要な方に必要な情報が届くことを考えつつ、様々なメディアを使って、普及啓発に取り組んでいる。また、地域の新聞やタウン情報誌、テレビ局へ報道投げ込み等情報提供を行うほか、報道機関の情報収集やインタビューには、専門家の立場から丁寧に対応するようにしている。

健康づくりや障害福祉のイベントには、ブースを出展して、チラシ・冊子の配布やパネルの掲示など、イベント来訪者が関心を持って参加し、有用な情報を得ることができる内容を工夫した。（令和2年度についてはイベント自体の中止があり、出展なし）

自殺予防及び心の病に関する啓発については、9月の自殺対策週間、3月の自殺対策月間に合わせ、様々な広報を行っているところである。

また、セルフヘルプ・フォーラム（令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、中止）やひきこもりの集い等、様々な内容ごとに講演会や市民フォーラムなどを実施した。これらの詳細は、本年報では、夫々のテーマ別の事業の一環として記載している。

さらに、平成25年度から、こころの体温計及びホームページを作成し、自殺対策とメンタルヘルスプロモーションの一貫して、予防的な観点からメンタルヘルスの重要性を啓発する機会を増やした。

本年報では、Ⅹの自殺対策の項に詳細を記載している。また、Ⅱ—3の普及啓発・教育研修に関する事業一覧にフォーラム等をまとめており、Ⅱ—5に刊行物をまとめているため、参照されたい。

2 教育研修の概要

精神保健福祉センターには、地域の精神保健福祉活動の技術的総合センターとして多岐にわたる業務があるが、いずれもそれらの目標は「地域の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進」であり、それを達成するための人的資源を育成する教育研修は非常に重要なものである。

当センターでは、この重要性を鑑みつつ、効果的・体系的な研修企画実施の考え方を検討し、平成13年度中にとりまとめた。

1. 当センターの研修の対象者は、市内の精神保健福祉に関わるすべての支援者である。支援者の中には、精神科医など高度な専門性を持つ人々もいれば、保健師、精神保健福祉士、公認心理師など精神保健領域のコメディカルの立場の国家資格を持つ者、あるいは、専門的な資格はなくとも民生委員や保護司など地域のボランティアとして当事者と関わる人々もいる。さらに、当事者と近い立場の家族や、自らや仲間の支援者として当事者自身も含まれることもある。どの立場の者も、その立場において必要な知識・情報を提供される機会があることが望ましく、活用する際に適当な研修を選ぶことのできる研修体系を示すことができると良い。

2. 当センターの研修の対象者は、市の精神保健福祉関連機関だけでなく、国の機関（保護観察所など）、民間の精神保健福祉関係機関（医療機関、障害福祉事業所など）、所属も様々である。所属の機関によって、役割も異なり、それぞれ必要とされる基礎的な教育は異なるが、当センターで提供する教育内容は、地域精神保健福祉に共通の標準的な内容であるべきである。当センターの研修内容によって、地域精神保健における多機関連携による支援の共通基盤が形づくられるとも言える。

3. 当センター研修の対象者には、初任者からベテランまで、様々な経験者がいる。どのレベルであっても、自らの範囲で、研修を受けることで今一步の前進が図れることが望ましい。

以上のことを踏まえ、当センターでは、精神保健福祉領域の初任者が、基礎的な情報に触れて、日々の支援活動のオリエンテーションが得られるような「精神保健福祉基礎研修」を実施することとする。

その後、精神保健福祉の技術的な内容を中心とした「実務者研修」を企画することとする。「基礎研修」の上に、日々の支援経験を重ねて、「実務者研修」を受講することで、実践的な支援に関する基礎情報が得られるようにする。この「基礎研修」「実務者研修」が、当センター研修の骨格を成すとの位置づけである。

これに加えて、依存症、ひきこもり、災害時こころのケア、自殺対策といった当センターの各種事業において、地域に必要とされる研修をそれぞれに企画・実施するようにした。

このような考え方のもと、年度初めに位置づけやテーマを明確に示した概略の研修企画を行い、表に取りまとめ、受講対象者が受講予定を立てられるように、広く情報提供することとしている。

（1）精神保健福祉基礎研修・実務者研修

【目的】

精神保健福祉及び関連領域で主に相談・援助業務に携わる支援者（行政職員、精神保健福祉関係機関職員等）を対象として、初任者が現場で適正に業務を遂行するために必要な精神保健福祉に関する基礎的な知識や、現任者が支援に必要な知識・技術・視点などについて学ぶ機会を提供し、支援者の技術的水準の向上を図る。

【内 容】

①精神保健福祉基礎研修

[対 象 者] 行政職員、精神保健福祉関係機関職員等、精神保健福祉及び関連領域で主に相談・援助業務に従事する初任者

[会 場] 総合保健福祉センター 講堂

[開催回数] 年1回

[開始年度] 平成14年度

②精神保健福祉実務者研修

[対 象 者] 行政職員、精神保健福祉関係機関職員等、精神保健福祉及び関連領域で主に相談・援助業務に従事する現任者

[会 場] 総合保健福祉センター 講堂

[開催回数] 年1回

[開始年度] 平成14年度

【実 績】

①精神保健福祉基礎研修

開催日時	内 容	講 師	参加者数
9月10日(木) 9:00～17:00	(1)北九州市の精神保健福祉施策概要	保健福祉局精神保健福祉課	49名
	(2)精神保健福祉センターの事業概要 自殺予防ゲートキーパー研修	精神保健福祉センター いのちとこころの支援センター	
	(3)精神障害者の理解と対応 ～当事者からのメッセージ～	ピアサポーター(精神障害のある当事者) 2名 相談支援事業所 あさの 所長 黒木 由貴子 氏	
	(4)精神疾患について (症状と治療など)	小倉記念病院 緩和ケア・精神科 部長 三木 浩司 氏	

②精神保健福祉実務者研修

開催日時	内 容	講 師	参加者数
11月6日(金) 18:30～20:30	うつ病・コトうつと心のケア	九州大学病院 精神科神経科 講師 加藤 隆弘 氏 テクニカルスタッフ 浦田 裕美 氏	33名

(2) やさしい精神保健福祉講座

《位置づけ及び経過》

平成9年度、精神保健福祉センター開設以来、「精神保健福祉ボランティア養成講座」として開催してきたものである。身体障害や知的障害などの他の障害とは異なり、精神障害・精神保健福祉分野ではボランティアの養成・コーディネート・サポートなどが、社会福祉協議会や障害福祉ボランティア協会でなされていない状況があり、当センターで行ってきた。同時に、西南女学院大学の学生の勉強会から発した精神保健福祉ボランティアグループ「あさぼらけ」の活動支援も当センターで行ってきたが、平成25年度末、あさぼらけは解散している。

講座の終了後に実際にボランティア活動をしようという参加者は少なく、また、精神保健領域（精神科医療機関や福祉的支援機関）でのボランティアは、個人の人生に関わるためデリケートな側面が大きく、講座終了をもって安直に紹介できるわけではないとの振り返りがあった。このため達成目標を「ボランティア養成」から、「精神保健福祉に理解ある市民を育成する」へシフトし、誰でも参加できる市民大学的な啓発講座に内容を変更してきた。

事業名称は平成21年度「こころサポーター養成講座」、平成22年度から平成28年度まで「精神保健福祉サポーター養成講座」としていたが、平成29年度より、市民向けにわかりやすい名称として「やさしい精神保健福祉講座」へ変更し実施している。

令和2年度は、これまでの参加者数の推移や新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、全4回から全2回へと変更して開催した。

【目的】

精神障害者の社会復帰、社会参加、精神障害・疾患に対する一般市民の理解を促進するため、市民啓発の一環として、精神保健福祉に理解のある市民を育成する。

【内容】

- [対象者] 一般市民
[会場] 精神保健福祉センター
[開催回数] 年1回
[開始年度] 平成9年度

【実績】 ※開催時間はいずれも10:00～12:00

	開催日時	内容・テーマ	講師	参加者数
第1回	10月29日(木)	こころの病気について	精神保健福祉センター 精神科医	11名
第2回	11月12日(木)	地域で暮らす ～当事者からのメッセージ～	・ピアサポーター 1名 (精神障害のある当事者) ・相談支援事業所あさの 精神保健福祉士 品川 真理 氏 ・依存症の当事者 1名	12名

[計] 2回 延べ23名

参加者は一般市民（当事者・家族）から支援者まで幅広く、アンケート等からは参加者が身近な問題として関心を持って受講している。今後も精神保健福祉に関する市民向け講座として、わかりやすく興味を持てる内容を継続していくことが大切であるとする。

(3) 各種事業テーマに基づく研修

本年報のⅠ～Ⅹに示すように、当センターの取り組む事業には、依存症関連問題、ひきこもり支援、こころのケア、就労支援、セルフヘルプ・グループ支援、自殺対策などがある。いずれも相互に関連があり、一領域を極めれば他の領域にも大きく寄与するが、便宜上カテゴリー分けをして事業整理を行っている。どのテーマにおいても、事業を進めるための基礎となる知識や情報を分け合う「教育研修」は、大きな位置を占め、これを基盤に地域のネットワーク構築が叶うこととなる。

Ⅱ－3中の普及啓発・教育研修に関する事業一覧にすべての教育研修を含むため、参照されたい。

3 普及啓発・教育研修に関する事業一覧

(1) 一般市民を対象としたもの

※「やさしい精神保健福祉講座」は精神保健福祉センターで開催

研修・イベント等名称	日時・場所	テーマ、内容等	講師等	参加者数
市民向け講演会「ひきこもりを考える集い」	12月12日 (土) 13:00～17:00	○第1部(シンポジウム) 「自分らしさって何だろう」 ～ただいま生き方模索中、 あなたの選択・私の選択～ ○第2部 グループでの語り合い	【シンポジスト】 ひきこもり経験者、家族、支援者 【コーディネーター】 小倉記念病院 緩和ケア・精神科部長 三木 浩司 氏 北九州市ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」センター長 和田 修 氏	[1部] 83名 [2部] 26名
自殺予防シンポジウム	9月5日(土) 13:30～17:00 北九州国際会議場メインホール	○テーマ 自殺に傾斜する若者の動向について考える ○シンポジウム	【基調講演】 自立生活サポートセンターもやい理事長 大西 連氏 【シンポジスト】 九州産業大学教授 窪田由紀氏 医療法人慈恵会 三宅仁史氏 同上 大西連 氏 【モデレーター】 (社福) 北九州いのちの電話 富安 兆子 氏	221名
リハビリ・パレード'回復の祭典 in 北九州	—	○新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、パレードは行わず、令和3年度にオンラインで開催することを実行委員会で決定した。令和2年度はオンライン開催に向けての準備期間とした。	【主催】リハビリ・パレード'実行委員会(精神保健福祉センター共催)	—
健康(Plus 介護)フェア	—	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止		—
セルフヘルプ・フォーラム 2020in 北九州	—	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止		—
ふれあいフェスタ	—	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止		—
自死遺族のためのグリーフケアコンサート	12月5日 (土) 14:00～16:00 アシスト講堂	○講演「自死について語るということ」 ○ミニコンサート	【講演】リメンバー福岡 自死遺族の集い スタッフ 児玉 豊彦 氏 【奏者】響ホール室内合奏団 ヴァイオリン 山下 陽子 氏 コントラバス 武富 祐子 氏 ピアノ 岩佐 靖子 氏	16名
やさしい精神保健福祉講座	10月29日 (木)	こころの病気について	精神保健福祉センター 精神科医	11名
～1から学ぶこころの病気と当事者からのメッセージ～	11月12日 (木)	地域で暮らす ～当事者からのメッセージ～	ピアサポーター、相談支援事業所あさの 精神保健福祉士 品川 真理氏、依存症当事者	12名

(2) 家族を対象としたもの

場所: 精神保健福祉センター

研修・イベント等名称	日時	テーマ、内容等	講師等	参加者数
うつ病の 家族教室 (前期)	—	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止		—
うつ病の 家族教室 (後期)	10月13日(火) 14:00～16:00	うつ病について ～病気の理解と治療～	精神保健福祉センター 精神科医	10名
	11月10日(火) 14:00～16:00	家族の接し方 ～ケアのポイント～	日本赤十字九州国際看護大学 教授 高橋 清美 氏	7名
	12月8日(火) 14:00～16:00	社会資源について ～本人・支援者の話～ セルフケア ～家族が疲弊しないために～	相談支援事業所あさの 所長 黒木由貴子氏 ピアサポーター 精神保健福祉センタースタッフ	3名
ひきこもり 家族教室 (前期)	6月25日(木) 14:00～16:00	ビデオ:ひきこもりについての理解 や対応方法 意見交換、わかち合い	精神保健福祉センタースタッフ	3名
	7月9日(木) 14:00～16:00	講話:ひきこもりの経過と家族の 対応 意見交換、わかち合い	精神保健福祉センタースタッフ	5名
	8月27日(木) 14:00～16:00	見学・体験:ひきこもり地域支援 センター見学・体験利用 意見交換、わかち合い	北九州市ひきこもり地域支援セ ンター「すてっぷ」スタッフ	2名
	9月24日(木) 14:00～16:00	講話:前期のまとめ、家族が元気 でいるために 意見交換、わかち合い	精神保健福祉センタースタッフ	5名
ひきこもり 家族教室 (後期)	11月26日(木) 14:00～16:00	講話:ひきこもりの経過と家族の 対応 意見交換、わかち合い	精神保健福祉センタースタッフ	6名
	12月24日(木) 14:00～16:00	DVD:ひきこもりについての理解 や対応方法 意見交換、わかち合い	精神保健福祉センタースタッフ	4名
	1月28日(木) 14:00～16:00	講話:家族の立場からのメッセージ 意見交換、わかち合い	ひきこもりの当事者のご家族	4名
	2月25日(木) 14:00～16:00	講話:家族の立場からのメッセージ 意見交換、わかち合い	ひきこもりを経験した当事者 北九州市ひきこもり地域支援セ ンター「すてっぷ」 センター長 和田 修 氏	5名

研修・イベント等名称	日時	テーマ、内容等	講師等	参加者数
薬物問題で悩む 家族のための 教室 (前期)	4月8日(水) 14:00～16:00	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止		-
	5月13日(水) 14:00～16:00	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止		-
	6月10日(水) 14:00～16:00	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止		-
	7月8日(水) 14:00～16:00	薬物乱用・依存症とは	精神保健福祉センター医師	2名
	8月12日(水) 14:00～16:00	薬物乱用・依存症の心理や家族の対応(1)	精神保健福祉センタースタッフ	1名
薬物問題で悩む 家族のための 教室 (後期)	11月11日(水) 14:00～16:00	薬物乱用・依存症とは	精神保健福祉センター医師	0名
	12月9日(水) 14:00～16:00	薬物乱用・依存症の心理や家族の対応(1)	精神保健福祉センタースタッフ	0名
	1月13日(水) 14:00～16:00	薬物乱用・依存症からの回復～本人からのメッセージ～	北九州ダルクスタッフ・メンバー	1名
	2月10日(水) 14:00～16:00	薬物乱用・依存症からの回復～家族からのメッセージ～	ナラン・ファミリーグループメンバー	2名
	3月10日(水) 14:00～16:00	薬物乱用・依存症の心理や家族の対応(2)	精神保健福祉センタースタッフ	1名
アルコール・ギャンブルの問題で悩む家族のための教室	9月16日(水) 14:00～16:00	依存症のメカニズムについて	精神保健福祉センター医師	6名
	9月30日(水) 14:00～16:00	依存症者の心理や家族の対応	精神保健福祉センタースタッフ	3名
	10月14日(水) 14:00～16:00	アルコール・ギャンブル依存症からの回復～家族からのメッセージ～	ギャンマン八幡西メンバー	8名

※ 今年度より、「アルコール・ギャンブルの問題で悩む家族のための教室」を開催するため、「薬物問題で悩む家族のための教室」は全6回から全5回プログラム構成を変更。

(3) 専門職・行政職員等援助職を対象としたもの

場所：未記載のものはアシスト講堂

研修・イベント等名称	日時・場所	テーマ、内容等	講師等	参加者数
精神保健福祉基礎研修	9月10日(木) 9:00～17:00	(1)北九州市の精神保健福祉施策の概要 (2)精神保健福祉センターの事業概要、自殺予防ゲートキーパー研修 (3)精神障害者の理解と対応～当事者からのメッセージ～ (4)精神疾患について(症状と治療など)	(1)保健福祉局精神保健福祉課 (2)精神保健福祉センターいのちとこころの支援センター (3)ピアサポーター2名 相談支援事業所 あさの 所長 黒木 由貴子 氏 (4)小倉記念病院 緩和ケア・精神科部長 三木 浩司 氏	49名
精神保健福祉実務者研修	11月6日(金) 18:30～20:30	うつ病・コロナうつと心のケア	九州大学病院 精神科神経 講師 加藤 隆弘 氏 テクニカルスタッフ 浦田 裕美 氏	33名
依存症関連問題専門研修	2月8日(月) 13:30～15:45	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止		—
依存症関連問題実務者ネットワーク研修会	1月15日(金) 18:30～20:30	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止		—
	3月19日(金) 18:30～20:30	北九州自立更生促進センターにおける取り組みについて	福岡保護観察所北九州支部 北九州自立更生促進センター 保護観察官	45名
災害・事故時のこころのケア対策関係職員研修	—	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止		—
災害・事故時のこころのケア対策技術取得研修(専門研修)	12月7日(月) 18:30～20:30	子どものこころの危機の理解と対応 ～コロナ禍で考えるこころのケア～	九州産業大学人間科学部 臨床心理学科 教授 窪田 由紀氏	32名
ひきこもり支援者研修会	12月11日(金) 18:30～20:30	ひきこもり支援再考	福岡県立大学大学院 准教授 四戸 智昭 氏	34名
ひきこもり支援実務者連絡会	1月29日(金) 18:30～20:30	障害者基幹相談支援センターにおける支援事例を通して	北九州市障害者基幹相談支援センター 主任 藤野 昂一 氏 小倉記念病院 緩和ケア・精神科部長 三木 浩司 氏	—
	3月5日(金) 18:30～20:30	ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」における支援事例を通して	北九州市ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」センター長 和田 修 氏 小倉記念病院 緩和ケア・精神科部長 三木 浩司 氏	17名

研修・イベント等名称	日時・場所	テーマ、内容等	講師等	参加者数
かかりつけ医等こころの健康対応力向上研修	11月19日(木) 19:00～20:40	新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらす心理的影響の理解～医療関係者の感情対処を踏まえて～	久留米大学医学部 神経精神医学講座 准教授 大江 美佐里 氏	39名
自死遺族法律相談担当弁護士研修	7月10日(金) 16:00～18:00	不動産取引の心理的瑕疵	弁護士 柴田裕之 先生 弁護士 金丸有希 先生	-
自殺対策支援者研修	12月16日(水) 14:00～17:00	メンタルヘルス・ファーストエイド研修 うつ病の早期介入自殺予防	九州大学病院 精神科神経科 講師 加藤 隆弘氏 浦田 裕美氏	34名
	10月16日(金) 9:00～12:00 13:30～16:45	メンタルヘルス・ファーストエイド研修 うつ病の早期介入自殺予防	九州大学病院 精神科神経科 講師 加藤 隆弘氏 浦田 裕美氏	105名
自殺未遂者支援者研修	12月5日(土) 10:00～16:00	自殺未遂者支援者研修 (若者編)	福岡大学医学部精神医学教室 講師 衛藤 暢明 氏	9名
	2月27日(土) 10:00～16:00	自殺未遂者支援者研修 (高齢者編)	福岡大学病院 精神科神経科 松尾 真祐子氏	17名

4 講師派遣実績一覧

	月日	演題	依頼者	講師	対象者	人数
1	4/17	新規採用職員研修「メンタルヘルス」	総務局職員研修所	保健師	新規採用市職員	164
2	7/9	採用2年次職員研修「メンタルヘルス」	総務局職員研修所	福祉職	採用2年次市職員	204
3	9/14	「こころの健康づくり」 コロナ禍でのこころの健康維持	北九州婦人教育研究会	医師	会員	30
4	9/18	すこやか塾「心すこやかな毎日を送るために」	香月西部市民サブセンター	福祉職	市民	20
5	9/29	ストレスと上手に付き合うために	若松中央市民センター	福祉職	市民	18
6	10/9	令和2年度家族教室 統合失調症について	八幡西区役所保健福祉課	医師	市民	6
7	10/20	「こころの健康づくり」 コロナ禍でのこころの健康維持	みなづき学級	医師	市民	9
8	10/30	「ストレスと上手につきあうために」 こころの健康づくり with コロナ	到津市民センター	福祉職	市民	21
9	11/6	「ストレスと上手につきあうために」	本城リサイクル工房	福祉職	事業所利用者	30
10	11/9	「心の病気と治療について」	戸畑区役所保健福祉課	医師	市民	9
11	11/9	「ストレスと上手につきあうために」	日明リサイクル工房	福祉職	事業所利用者	37
12	11/19	「ストレスと上手につきあうために」	生活学校 五月会	福祉職	事業所利用者	12
13	12/11	ストレスと上手に付き合うために・こころの健康づくり・知ってほしい依存症のこと	(株)フレッシュシックスオー	保健師	市民	16
14	1/12	「ストレスと上手につきあうために」 コロナ禍でのこころの健康づくり	高須市民センター	福祉職	市民	9
15	1/30	「共依存について」 「障害者虐待防止法について」	生涯学習総合センター	心理職	市民	6
16	2/18	「ストレスと上手につきあうために」	周望学舎	福祉職	市民	14
17	3/27	「“いのち”まもり、ささえる。いま、わたしにできること。」	CoCo サロン北九州 Link 福祉施設	医師 心理職	福祉施設従事者・市民	40

5 精神保健福祉センター刊行物

	名 称	種 類	発 行 時 期
1	アルコールについて知ってほしいこと	リーフレット	平成23年10月
2	ありがとう「ひとことの方」	小冊子	平成24年3月
3	災害・事故時こころのケアの手引き	刊 本	平成24年3月
4	北九州市地域依存症対策推進事業報告書 平成21～23年度	刊 本	平成24年3月
5	アルコール・薬物依存症者への援助 ～物質に依存しない生活へのパラダイムシフト～	刊 本	平成24年3月
6	診断書記載の手引きー平成24年4月自立支援医療（精神）実施要綱改正対応版ー	刊 本	平成24年4月
7	大切な人を自死で亡くされた方へ（改訂）	小冊子	平成27年1月
8	自殺対策 改訂	小冊子	平成27年1月
9	だれにでも、こころが苦しいときがあるから・・・（改訂）	リーフレット	平成27年4月
10	気づいて、知って、つながるいのち 自殺対策啓発	リーフレット	平成27年9月
11	大切な人を亡くされた方へ（改訂）	小冊子	平成27年11月
12	お酒について知ってほしいこと（改訂）	小冊子	平成27年12月
13	うつ病について知ってほしいこと（改訂）	小冊子	平成28年2月
14	こころの健康に関する実態調査報告書	刊 本	平成28年2月
15	うつ病について気づいてほしいこと（改訂）	リーフレット	平成28年5月
16	ありのままを受け止めて聴く（改訂）	リーフレット	平成28年7月
17	ストレスと上手につきあうために（改訂）	リーフレット	平成28年7月
18	北九州市自殺対策計画（本編、概要版）	刊 本	平成29年5月
19	気づいて、知って、つながるいのち 自殺対策啓発（改訂）	リーフレット	平成29年7月
20	こころのバリアフリー宣言（改訂 第3版）	小冊子	平成30年1月
21	薬物依存症について知ってほしいこと（改訂）	小冊子	平成30年3月
22	お酒とうまくつきあうために～節酒のすすめ～（改訂）	小冊子	平成30年3月
23	ギャンブルの問題で悩んでいる北九州市民の方へ（改訂）	小冊子	平成30年11月
24	こころの病気について知ってほしいこと（改訂）	小冊子	令和元年10月
25	精神保健福祉センター年報 令和元年度	刊 本	令和3年2月

- ・改訂版は最新発行分のみ刊行物として掲載。「セルフヘルプ情報誌」は毎年発行。
- ・「北九州市精神保健福祉関係機関がトク2019」は、いのちとこころの情報サイトに掲載。

Ⅲ 技術支援・連携・協力

精神保健福祉センターは精神保健福祉に関する技術的中核センターとして、各区役所や子ども総合センター等の行政機関をはじめ、医療機関・障害福祉サービス事業所・精神障害者関係団体等の関係機関及び支援者に対し、精神保健福祉に関する技術的・専門的支援を行っている。

1 支援の概要

《内容》

区役所（保健福祉課・保護課など）における複雑・困難な事例に対する支援（助言・コンサルテーション、面接・訪問への同席等）がその多くを占めるが、その他の市行政内部の関係窓口からは職員を対象とした研修実施の依頼もあり、その内容は、精神保健福祉に関する知識・技術を習得するものに加え、職員自身のメンタルヘルス（ストレスケア）に関するものが増える傾向にあり、自殺対策事業の一環として依頼に応じることも多い。また、ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」からの相談対応、医療観察法や薬物依存症の回復支援において保護観察所や医療刑務所からの協力依頼にも対応しており、依存症の回復支援については、民間の回復支援施設（ダルク・マック等）との連携・協力も行っている。このような地域の関係機関への技術支援や連携・協力は、地域のニーズの把握や連携・協力関係の構築の一助となっている。

《担当》

精神科医及び保健師・作業療法士・心理職・福祉職（コメディカル）が担当する。医師は主に、精神医学的な診断や治療の必要性の見立て、支援の方向性の助言等の技術支援を行う。その他の職種については、医師と同様に依頼に応じて困難事例等に対するコンサルテーションを行うほか、それぞれの職種の専門性を活かした支援や、担当する事業（ひきこもり・依存症・高次脳機能障害等）に応じた支援など、関係機関のニーズにあわせ、職種と事業担当を組み合わせた支援を行う。

2 技術支援実績

（1）技術支援項目別 年度推移（延べ件数）

* 自殺未遂者支援を除く

年度	老人保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	こころの健康づくり	ひきこもり	自殺	犯罪被害	災害	その他	合計
平成21年度	0	92	15	3	—	0	27	24	1	—	—	21	183
平成22年度	0	61	3	2	—	3	10	11	2	—	—	36	128
平成23年度	0	61	6	2	—	0	31	26	1	—	—	44	171
平成24年度	3	136	4	1	—	4	60	30	1	—	—	17	256
平成25年度	8	149	9	14	—	12	53	33	23	—	—	133	434
平成26年度	15	202	28	5	—	6	65	14	6	—	—	32	373
平成27年度	13	187	3	7	—	9	44	37	116	—	—	48	464
平成28年度	15	128	4	3	—	11	33	18	4	—	—	73	289
平成29年度	8	156	5	0	—	4	27	14	4	—	—	99	349
平成30年度	18	48	4	7	—	1	15	31	12	—	—	77	213
令和元年度	23	76	6	18	5	1	14	49	4	—	—	20	216
令和2年度	27	86	5	4	—	4	61	37	2	—	1	29	256

(2) 支援先別 技術支援件数(延べ件数) ※カッコ内は医師が行った件数(内数) *自殺未遂者支援を除く

内容		老人保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	こころの健康づくり	ひきこもり	自殺	犯罪被害	災害	その他	合計
支援先														
精神保健福祉課		—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	2
区役所 (保健福祉課・保護課)	門司区	2 (2)	—	1	—	—	—	3 (1)	1	—	—	—	9 (1)	16 (4)
	小倉北区	1 (1)	1	—	—	—	—	—	2	—	—	—	1	5 (1)
	小倉南区	6 (2)	—	—	2 (1)	—	—	5 (3)	2 (1)	—	—	—	—	15 (7)
	若松区	2 (1)	8 (4)	1 (1)	—	—	—	1 (1)	2	1	—	—	0	15 (7)
	八幡東区	2	22	—	—	—	—	1 (1)	—	—	—	1	10	36 (1)
	八幡西区	7 (4)	6 (3)	1 (1)	2 (1)	—	—	2	9 (2)	1	—	—	2	30 (11)
	戸畑区	7 (4)	9 (5)	—	—	—	2 (1)	5 (1)	6 (3)	—	—	—	5 (3)	34 (17)
保護課(再掲)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
子ども総合センター		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の行政機関		—	21	2	—	—	2	18	—	—	—	—	—	43
小計		27 (14)	67 (12)	5 (2)	4 (2)	—	4 (1)	35 (7)	24 (6)	2	—	1	28 (5)	197 (49)
医療施設等		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		—	19	—	—	—	—	26	13	—	—	—	1	59
合計		27 (14)	86 (12)	5 (2)	4 (2)	—	4 (1)	61 (7)	37 (14)	2	—	1	29 (6)	256 (58)

(3) 支援先別 年度推移(延べ件数) *自殺未遂者支援を除く

内容	精神保健福祉課	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	子ども総合センター	その他	合計
年度											
平成21年度	0	12	31	11	11	47	27	16	0	28	183
平成22年度	0	0	3	4	13	10	21	5	0	72	128
平成23年度	0	3	56	29	23	8	38	8	0	6	171
平成24年度	19	13	57	46	34	14	14	46	0	13	256
平成25年度	46	30	83	34	39	15	60	30	2	95	434
平成26年度	14	8	59	37	25	16	32	93	0	89	373
平成27年度	23	18	32	14	34	94	89	85	2	73	464
平成28年度	13	18	47	7	29	12	27	13	1	122	289
平成29年度	17	20	58	17	15	20	76	21	0	105	349
平成30年度	21	5	42	32	13	0	22	38	0	40	213
令和元年度	2	11	18	29	11	7	12	30	0	96	216
令和2年度	2	16	5	15	15	36	30	34	0	103	256

3 主な支援・協力・連携先及び内容

(1) 区役所に対する技術支援

区役所に対する技術支援は、医師及びその他の職種（コメディカル）のペアが担当区を決め、月1回各区に出向く定例支援のほか、急を要する場合などの要請に調整の上随時対応する。これによって、区における精神保健福祉業務の質の向上と安全の担保を行う。区役所側の調整窓口は保健福祉課精神保健福祉相談担当係長及び精神保健福祉相談員が行うこととし、区における精神保健の問題の把握の機会ともする。具体的な支援先は、精神保健福祉相談員が主であるが、他には、地域保健係保健師、統括支援センター及び地域包括支援センター職員、子ども家庭相談コーナー職員、保護課職員などがある。

内容としては、

- ①個別支援・ケースマネジメントへの支援
- ②ケースレビュー・カンファレンス・勉強会などへの支援
- ③グループワーク（家族教室・当事者活動・デイケアなど）への支援
- ④事業（講演会・モデル事業・地域づくり事業等）への協力
- ⑤地域連携への協力（地域ケア会議・そのほか地域のネットワーク）
- ⑥各区精神保健福祉活動の年間事業計画への助言等

とし、必要な事例には、同伴面接、同行訪問を行うが、原則として継続的な直接支援は行わない。

なお、精神科医については、対象者への支援方法に関する助言や問題整理、医療的判断等にかかるニーズが高い傾向となっている。

(2) 精神保健福祉相談員研修会・担当係長会議

【目的】

市民への質の高いサービスの提供を目指すために、救急・困難事例の検討や共有、各区での取り組みなどの情報交換や業務の検討など、職員のために必要な研修や係長主体の会議を行うもの。

【内容】

[開催日時] ①相談員研修会 9:00～11:30 偶数月第3金曜日

②担当係長会議 9:00～10:30 奇数月第3金曜日

[会場] 精神保健福祉センター セミナー室

[参加機関] 各区役所保健福祉課、保健福祉局精神保健福祉課

【実績】

名称	開催日	内 容
精神保健福祉 相談員研修会	5/27又は5/28、6/25、8/21、10/16 12/11又は12/18、2/19（6回）	精神保健福祉事務説明会、教育研修（精神科疾患、精神保健福祉相談）、医療観察法、北九州DARC見学、伝達研修、精神保健福祉センター事業、総合保健福祉センター担当部長を交えて意見交換など
精神保健福祉 担当係長会	5/22、7/17、10/22、1/15、3/19 （5回）	事務連絡や情報共有、協議など（23条通報の状況、法改正、事業、体制、統計など）

各区の精神保健福祉相談窓口業務は、障害者総合支援法施行による事務や地域精神保健ニーズの増大により多忙を極めているが、精神保健福祉相談担当係長を中心に保健師、精神保健福祉士、心理職と共に多職種

チームで精神科救急を含め、様々な相談支援業務にあたっている。

このような状況の中、精神保健福祉課などと問題意識や課題の共有に努めることや研修会による知識の伝達や共有は必要であり、精神保健福祉相談業務の質の向上や効率的な実施のため、また職場0JTの観点からも、技術支援の一つと考えて研修会を開催している。

(3) HIV関連事業

本市では保健福祉局感染症医療政策課が主体となり、①正しい知識の普及・啓発、②検査体制の充実、③相談・支援体制の充実を中心として、エイズ対策に取り組んでいる。この取り組みの一環として、HIV感染者等の心理的・精神的な支援を目的として、感染症医療政策課が実施するHIVカウンセラー派遣事業（HIVカウンセラーの養成及び派遣）について、同課の依頼に基づき、当センターにおいて「HIV関連事業」と位置づけ、心理職を中心にHIVカウンセラーとしてその業務に従事している。

派遣状況 派遣 4件うち面接実施 4件（派遣目的：検査実施課における陽性告知時カウンセリング）

(4) 高次脳機能障害支援ネットワーク体制整備事業

平成13年度から、厚生労働省が「高次脳機能障害支援モデル事業」を立ち上げ、国立身体障害者リハビリテーションセンターとモデル事業を実施する都道府県・指定都市が指定する地方拠点病院が連携して支援プログラム、訓練プログラム等の作成・試行を行った。平成18年度から本格実施となり、北九州圏域では産業医科大学が拠点病院として高次脳機能障害支援コーディネーターを設置している（福岡県内では4ヶ所）。北九州市では平成14年度から取り組み、精神保健福祉課・地域リハビリテーション推進課・当センターが共同して行っている。このうち高次脳機能障害者の集いは、地域リハビリテーション推進課・当センターの医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など専門職チームをつくり対応している。なお、個別相談は窓口である地域リハビリテーション推進課で受けており、地域リハビリテーション推進課からの依頼により当センターも随時対応している。

1) 高次脳機能障害者の集い：毎月1回（第4金曜日）

9回開催 参加者延べ14名 ※4～6月は感染症予防のため中止

2) 研修会 年1回開催（令和3年2月19日）参加者79名 ※オンライン開催

参考：個別相談 実4件（延べ10件）

(5) 保護課「心理ケア支援事業」への支援

本市における生活保護に関連する孤独死について検証した「北九州市生活保護行政検証委員会」の最終報告を受け、保健福祉局保護課は平成20年度から各福祉事務所（区役所）に1名、計6名（若松区と戸畑区は兼務）の臨床心理士（嘱託員）を配置する「心理ケア支援事業」をスタートさせた。その後、各区1名以上（大規模区は2～3名）の配置となり、令和2年度末現在、計7名となっている。当センターでは、同事業について計画段階から協力するとともに、事業開始後は、月1回程度、保健福祉局保護課が主催する「心理ケア支援事業臨床心理士連絡調整会議」へ当センターの医師や心理職などドメディカルが令和2年度は7回参加して、情報提供及び事例検討などの助言を行うなど、継続的に支援している。

(6) 心神喪失者等医療観察法に基づく支援

平成17年7月15日に施行された心神喪失者等医療観察法では、保護観察所に配置された社会復帰調整官は、医療観察制度における処遇に従事し、対象者の当初審判から地域処遇まで、処遇全体のコーディネーターとしての役割を持っている。当センターも保護観察所からの依頼に応じて、保護観察所が主催するケア会議などに令和2年度は6ケース、32回参加する等、対象者の円滑な社会復帰に協力している。

(7) 精神障害者小規模共同作業所巡回指導事業の支援

当事業は北九州市（現：障害者就労支援室）が社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会（以下、「事業協会」）へ平成8年から委託して実施している。

地域の社会復帰資源については、精神障害者においても、法改正に伴ってサービス体系が大きく変化しており、多くの小規模共同作業所が地域活動支援センターや就労継続支援事業所へ移行したが、まだ移行を果たしていない小規模作業所が市内には数箇所ある。また、既に移行した事業所からも、従前通り継続した巡回指導を行うことが希望されているため、市は柔軟に対応することとし、引き続き巡回指導を行っているものである。

事業協会では月1回、巡回指導員が市内15ヶ所の作業所及び地域活動センター、就労継続支援事業所を巡回し、作業方法、作業所運営、利用者の指導相談などについて指導助言している。その報告を当センターに対して行っていたが、令和元年9月から委託元の障害者就労支援室に対して行う形に変更し、当センターは必要に応じて巡回指導の報告に同席し、事業が円滑に実施されるように技術支援を行っている。

(8) 精神保健福祉課への支援

精神障害者交通費助成やレセプトチェック（自立支援医療）の業務に当センターの医師が協力している。

IV 法定事務

1 精神医療審査会

精神医療審査会は、精神保健福祉法第12条にもとづく市の付属機関であり、医療保護入院者の入院届並びに措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告書の審査と、精神科病院に入院中の者又はその家族等からの退院・処遇改善の請求の審査を行う。

平成14年度からは、審査会の専門性、中立性を確保し、機能の強化を図るため、審査会事務局が精神保健福祉センターに移管された。北九州市精神医療審査会の委員は二つの合議体を構成する委員10名及び予備委員からなる。

(1) 委員構成

- ① 精神障害者の医療に関し学識経験を有する者 8名
- ② 精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者 7名
- ③ 法律に関し学識経験を有する者 5名

(2) 審査状況（令和2年度）

① 定期病状報告書等の審査状況

	審査 件数	審査結果		
		現在の入院形態 が適当	他の入院形態 の移行が適当	入院継続の 必要なし
医療保護入院者の入院届	1,628	1,628	0	0
定期病状 報告書	医療保護入院	736	0	0
	措置入院	15	0	0
計	2,379	2,379	0	0

② 退院請求・処遇改善請求の審査状況

	実数	入院形態	実数	審査結果	実数
退院請求	40	医療保護 入院	36	同形態入院継続要	30
				他の入院形態への変更	0
				入院継続の要なし	0
				取り下げ	5
				案件消滅	1
				継続審査	0
		措置入院	4	同形態入院継続要	3
				他の入院形態への変更	0
				入院継続の要なし	0
				取り下げ	1
				案件消滅	0
				継続審査	0
		任意入院			同形態入院継続

	実数	入院形態	実数	審査結果	実数		
処遇改善請求	1	医療保護入院	0	処遇は適当	0		
				処遇は不適當	0		
				取り下げ	0		
				案件消滅	0		
				継続審査	0		
		措置入院	0	処遇は適当	0		
				案件消滅	0		
				任意入院	1	処遇は適当	0
						処遇は不適當	0
						取り下げ	1
案件消滅	0						
継続審査	0						
計	41						

③問い合わせ等の電話件数

退院請求等	130
苦情等	34
その他・主訴不明	91
計	255

2 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）要否判定会議

精神保健福祉法第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付の承認及び等級判定、及び障害者総合支援法第52条に基づく自立支援医療（精神通院医療）の要否判定業務は、精神保健福祉法第6条の規定により当センターにおいて行っている。

診断書による申請分について、外部の有識者を構成員に含む2つの合議体を形成して月2回判定会議を開催している。外部の有識者を含め合議することで専門性、中立性の担保を図っている。

（1）構成員

- ①外部構成員（精神障害者の医療に関し学識経験を有する者） 8名
- ②内部構成員（精神保健福祉センターの精神科医） 1名

（2）審査状況（令和2年度）

（単位：件）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
精神障害者保健福祉手帳 （自立支援医療同時申請含）	266	223	214	236	213	201	289	227	289	217	249	309	2,933
自立支援医療のみ （精神通院医療）	576	453	429	365	281	230	261	254	330	241	412	635	4,467

V 依存症対策事業

《位置づけ及び経過》

平成11年度、国（当時の厚生省）の薬物乱用防止対策実施要綱により、精神保健福祉センターの事業として、「薬物関連問題の発生予防、薬物依存者の社会復帰の促進等を図る」よう位置づけられた。そこで当センターでは、平成12年度に本市の保健・医療分野における薬物対策のシステムを構築するため、専門家からなる「薬物対策システム検討委員会」を設置し、「薬物乱用・依存の予防、医療、リハビリ、再乱用の防止」について検討を行った。その結果、薬物対策の理念として「薬物乱用・依存は思春期の成長過程に生ずる問題行動の一つである」ことに合意が得られ、薬物関連問題を一領域のみの責任とせず、多々の関係機関が連携しながら固有の機能を活かしていく必要性を確認し、同年度より、相談事業、家族教室及び支援者向け専門研修を開始した。

平成13年度以降は、この理念を引き継ぐとともに、継続的な薬物対策推進への助言を得ることを目的として、「薬物対策システムフォロー委員会」を設置し、保健・医療・福祉以外にも教育・司法といったより広い領域の問題整理や「回復支援」という視点からの連携強化の必要性などについて議論を重ねた。薬物関連問題の特性として、違法行為という特殊性、依存症という疾患性など、多面的な問題が背景にあり単独の機関では対応が難しい面がある一方、支援者同士の交流は少ない、といった議論を受け、平成14年度より、地域における支援者のネットワーク構築を目的として、「薬物関連問題実務者ネットワーク会議」を開始した。

平成17年度、「薬物対策システムフォロー委員会」は名称を「薬物対策連絡協議会」に改め、「北九州市シンナー等薬物乱用防止推進本部（本部長：北九州市長）」の「治療支援・社会復帰支援部会」としての位置づけで、関係機関の情報共有及び連携促進を図った。平成21～23年度、当センターにおける取り組みが厚生労働省の地域依存症対策モデル事業として採択されたことに伴い、同協議会をモデル事業における「依存症対策会議」と位置づけ、その下にワーキンググループとして実務者を中心とした事業検討委員会を組織し、本市における依存症関連事業についてより具体的に検討を行った。

平成24年度、「北九州市シンナー等薬物乱用防止推進本部」が、新たに設置された「北九州市『青少年の非行を生まない地域づくり』推進本部」の「『薬物等乱用防止』対策部会」として再編されたことに伴い、「薬物対策連絡協議会」は当センターにおける依存症対策事業の一つとして、引き続き保健・医療・福祉以外にも教育及び司法といった多機関にわたる領域の問題整理や連携強化のための議論及び関係機関相互の情報共有及び連携の促進を図った。なお、名称は「地域薬物関連問題連絡会議」に改め、違法薬物以外の対象についても「様々な依存症」「関連問題」として議論の視野に入れるようにした。平成28年度、「地域薬物関連問題連絡会議」の議事内容が「『薬物等乱用防止』対策部会」と重複してきたこと等のため、そこに一本化することとした。また、平成21年度から3年間のモデル事業では、本市において薬物依存症当事者に対する回復支援の取り組みが少ないことを鑑み、公的機関として薬物関連問題に関する相談支援に加えて具体的なプログラムを提供することの有効性を検証するために、平成22年度より肥前精神医療センターで実施されている薬物・アルコール等依存症集団療法「SHARP（シャープ）プログラム」をNPO法人北九州DARCの協力を得て実施した。同プログラムはモデル事業終了後も当センターの事業として継続実施しており、モデル事業の成果の一つである。

これまで、依存症対策については前述のとおり行われてきたところであるが、薬物に関連した「再犯の防

止等に関する法律」や「アルコール健康障害対策基本法」の施行、平成28年12月の「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（IR推進法）」の成立に伴うギャンブル依存症等の悪影響防止のための依存症対策の強化等を含む必要な措置を行うこととされたことなどを踏まえて、H28年12月、国に「依存症対策推進本部」が設置された。H29年度からは、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存について関係機関が相互に有効かつ緊密に連携し、包括的な支援を提供することで、依存症者及びその家族等の地域におけるニーズに総合的に対応することを目的とした「依存症対策総合支援事業」として実施されることとなった。平成30年10月には「ギャンブル等依存症対策基本法」が施行された。こうした国の動向を踏まえ、当センターの事業も依存症対策総合支援事業に沿う形で必要に応じて見直しを行った。

1 薬物・ギャンブル等の問題で困っている人の相談窓口

【目的】

薬物及びギャンブルの問題を抱える当事者、家族及び支援担当者に対し、今後の対応や方針決定についての助言、知識・情報提供を実施し、薬物依存症者への早期対応及び再乱用防止の一助とする。

【内容】

- [対象者] 薬物・ギャンブル依存症者及びその家族（北九州市民に限る）
- [会場] 精神保健福祉センター
- [開催日時] 毎月第1・3水曜日（祝日と重なる場合は中止） 13：30～16：30（予約制）
- [開始年度] 平成12年度

【実績】

	来所相談(延)人数			
	本人	家族	その他	
薬物	9	3	5	1
ギャンブル	16	5	10	1
その他	2	0	1	1
計	27	8	16	3

平成30年度に相談窓口名を「薬物等依存症相談窓口」から「薬物・ギャンブル等の問題で困っている人の相談窓口」とし、市民が相談しやすくなるように「依存症」という言葉を使わない窓口名とした。令和2年度は、前年度と比較して、来所相談件数は半減した。反面、電話相談は前年度と同程度なされているため、相談の需要が減少したわけではなく、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出をためらう人が多かったことが一因として考えられる。

2 薬物問題で悩む家族のための教室

【目的】

薬物乱用及び依存の問題を抱える家族に対して、依存症に関する知識及び依存症者本人との関わり方を学ぶ機会と、同じ問題を抱える家族同士の分かち合いの場を提供することで、薬物関連問題から派生する家族の心理的負担の軽減を図り、依存症者本人の回復の一助とする。

【内容】

薬物問題、依存症に関する知識について、精神保健福祉センター職員（精神科医・心理職・保健師・精神保健福祉士等）からの講義のほか、北九州DARC（当事者）及びナラノン（家族）のメンバーからの体験談を中心としたメッセージもプログラムに含む。薬物や依存症に関する知識を得て家族としての対応を学ぶと同時に、参加者同士が気持ちや悩みをわかち合うことができるようグループ運営を行っている。なお、何回目からでも何度でも参加可能なプログラムとしている。

【対象者】 薬物乱用・依存症に関する問題を抱える人の家族・パートナー（市外居住者も可）

【会場】 精神保健福祉センター

【開催回数】 毎月第2水曜日（前期 4月～8月・後期 11月～3月）

【開始年度】 平成12年度（後期から開始）

【実績】

〈前期〉 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4～6月の3回は中止となった。

回	開催日	内容・テーマ	講師	参加者(内初参加)
1	7月8日	薬物乱用・依存症とは	精神科医	2名(1名)
2	8月12日	薬物乱用・依存症の心理や家族の対応(1)	精神保健福祉センター スタッフ	1名(0名)

〈後期〉

回	開催日	内容・テーマ	講師	参加者(内初参加)
1	11月11日	薬物乱用・依存症とは	精神科医	0名(0名)
2	12月9日	薬物乱用・依存症の心理や家族の対応(1)	精神保健福祉センター スタッフ	0名(0名)
3	1月13日	薬物乱用・依存症からの回復 ～本人からのメッセージ～	北九州DARC スタッフ・メンバー	1名(0名)
4	2月10日	薬物乱用・依存症の心理や家族の対応(2)	精神保健福祉センター スタッフ	2名(0名)
5	3月10日	薬物乱用・依存症からの回復 ～家族からのメッセージ～	ナラノン・ファミリーグループ メンバー	1名(0名)

【計】 延べ 7名（うち、初参加 1名）

※継続参加の家族は、例年通り、DARCやナラノンの家族ミーティングと並行して参加している場合が多かった。一方で新規参加者は減少傾向にあり、一度参加をしてもなかなか継続参加にはつながらない。

家族教室では、講義等による学習だけでなく、家族同士が思いを語り合うことでわかち合い、癒され、学ぶことができる貴重な機会になっている。薬物依存からの回復支援において、直接本人が支援を求めてくることは少なく、病気の性質上、家族支援は大切であると思われる。内容としては、家族支援のプログラムとして注目されているCRAFT（コミュニティ強化法と家族トレーニング）を取り入れている。

3 アルコール・ギャンブルの問題で悩む家族のための教室

【目的】

アルコール・ギャンブル依存症者の家族に対して依存症の概念や治療、回復に関する情報を伝えるとともに、同じ悩みを持つ家族同士のわかち合いの場を提供する。

【内容】

アルコール依存症、ギャンブル依存症などに関する知識について、精神保健福祉センター職員（精神科医・心理職・保健師・精神保健福祉士等）からの講義のほか、アラノン・ギャンノン（家族）のメンバーからの体験談を中心としたメッセージもプログラムに含む。依存症に関する知識を得て家族としての対応を学ぶと同時に、参加者同士が気持ちや悩みをわかち合うことができるようグループ運営を行い、途中からの参加も可とし、参加しやすい雰囲気づくりを心がけている。

【対象者】 アルコール・ギャンブル依存症に関する問題を抱える人の家族・パートナー（市外居住者も可）

【会場】 精神保健福祉センター

【開催回数】 9月～10月の間で、全3回

【開始年度】 令和2年度

【実績】

回	開催日	内容・テーマ	講師	参加者数
1	9月16日	依存症のメカニズムについて	精神科医	6名
2	9月30日	依存症者の心理や家族の対応	精神保健福祉センター スタッフ	3名
3	10月14日	アルコール・ギャンブル依存症からの回復 ～家族からのメッセージ～	ギャンノン八幡西メンバー	8名

[計] 延べ 17名

4 依存症関連問題専門研修

【目的】

依存症問題に悩む市民を早期に支援することを目的として、相談支援に従事する支援者へ多岐に渡る依存症に関する知識を提供し支援手法を提示することで、支援者の意識、モチベーション及び相談の質の向上を図るとともに、依存症に関して相談しやすい地域づくりを目指す。

【内容】

【対象者】 医療・教育・司法・行政・福祉機関等の実務者

【会場】 総合保健福祉センター 講堂

【開催回数】 年1回程度

【開始年度】 平成12年度

【実績】

開催日時	内容	講師	参加者数
2月8日(月) 13:30～15:45	臨床現場から見た 依存症治療と地域での展開※1 (新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、中止)	うえむらメンタルサポート診療所 院長 上村 敬一 氏	—

※1…北九州マックと共催

今年度は、昨年度のアンケート結果や共催の北九州マックと協議し、依存症全般についての治療や支援方法などについて学ぶ研修を企画したが、緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申し込み受付開始直前で開催中止を決定した。令和元（2回目）、2年度の2年連続、新型コロナウイルスの影響で本研修が中止になったため、次年度に再度同様の企画を実施が検討できると良い。

本研修は最新の知見を含めた幅広い知識や情報を提供することで、地域の支援者の活性化やモチベーションの向上を図るだけでなく、地域の実情と課題に応じた、支援の底上げにつながるような工夫・戦略を持った研修の企画と、地道な啓発活動の継続が必要である。

また近年、依存の対象が薬物以外（ギャンブルやネットなど）にも広がってきていることを受け、平成30年度からは事業の名称を従来の「薬物・依存症関連問題専門研修」から「依存症関連問題専門研修」へと変更し、依存症全般としての知識や支援の方法を学ぶことも含めて研修の内容を検討し、実施している。

5 依存症関連問題実務者ネットワーク研修会

【目的】

依存症問題に携わる医療、司法、教育、保健、福祉、行政等関係機関の実務者を対象に、他機関の業務内容や役割について知り、具体的連携方法について協議することを通し、連続的な支援に有効なネットワークを構築することで、依存症と関連領域に関わる実務者の交流を促し、地域での依存症に関する領域を超えた連続的な支援に寄与することを目的とする。

【内容】

各関係機関の業務や支援事例の紹介をもとに、グループ討議等による意見交換を行う。

[対象者] 医療・司法・教育・保健・福祉・行政等関係機関の実務者

[会場] 精神保健福祉センター

[開催回数] 年2回程度

[開始年度] 平成14年度

【実績】

回	開催日時	テーマ	話題提供者	参加者数
第1回	1月15日(金) 18:30～20:30	北九州自立更生促進センターにおける取り組みについて (新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、延期)	福岡保護観察所北九州支部 北九州自立更生促進センター 保護観察官	-
第2回	3月19日(金) 18:30～20:30	北九州自立更生促進センターにおける取り組みについて	福岡保護観察所北九州支部 北九州自立更生促進センター 保護観察官	45名

コメンテーター：新門司病院 診療部長（精神科医） 櫻井 修 氏 [全回共通]

本研修は「薬物関連問題実務者ネットワーク会議」として開催してきたが、国から依存症の総合的な支援体制の構築を目指す依存症対策総合支援事業の指針が示されたことから、平成30年度から会議の名称を「依存症関連問題実務者ネットワーク研修会」に変更し、依存症をテーマとした研修を実施した。継続的な研修の開催により、実務者のネットワークのための会議であることは周知され、参加機関には依存症関連問題支援についての具体的な情報が得られる場として機能している。

6 北九州SHARP（シャープ）プログラム

【目的】

薬物、アルコール、ギャンブル依存に苦しむ当事者に対し、回復支援のための具体的なプログラムを提供し、抱えている問題の軽減を図る。

【内容】

本市には、薬物依存症治療ができる中核的な医療機関がなく、薬物依存症当事者に対する回復支援の取り組みが少ない。そこで、平成21年度から3年間実施した「地域依存症対策モデル事業」の取り組みの一つとして、平成22年度より肥前精神医療センターで実施されている薬物・アルコール等依存症集団療法「SHARP（シャープ）プログラム」をNPO法人北九州DARCの協力を得て開始した。平成27年度からは年間24回の実施回数を33回に増やし、通年に渡り定期的にプログラムを実施する体制とした。平成29年度はギャンブル依存症当事者も対象とし薬物・アルコール・ギャンブルの再乱用防止を図っている。

[対象者] 継続して医療機関や相談機関の支援を受けている市内在住の薬物・アルコール・ギャンブル依存症当事者で、回復を目指しプログラムへの参加を希望する人
※参加者の一般公募はせず、関係機関から紹介による

[会場] 精神保健福祉センター

[開催回数] 合計26回 参加延べ人数163名

[開始年度] 平成22年度

【実績】

期	実施時期	開催回数	プログラム	参加者数
第1クール	4月～7月	4回	SHARPプログラム、SMARPP等、薬物依存症からの回復に資すると考えられる、プログラムを適宜使用	延べ19名
第2クール	8月～11月	11回		延べ71名
第3クール	12月～3月	11回		延べ73名

プログラム開始当初は北九州DARCの利用者のみを対象としていたが、平成24年度から支援機関からの紹介を受けるようになった。平成29年度は薬物、アルコール依存症だけでなく、ギャンブル依存症も対象としてプログラムを実施し、北九州DARC、北九州マック、福岡保護観察所北九州支部、北九州自立更生促進センター、医療機関等からの参加があった。

7 北九州市依存症対策連携会議

【目的】

北九州市の依存症患者等に対する包括的な支援の実施に向けて、行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関が密接な連携を図るとともに、地域における依存症に関する情報の共有や課題の協議等を行うため開催するもの。

【内容】

[構成員] 構成員22名

○医療関係：北九州市医師会・福岡県精神科病院協会北九州ブロック・福岡県精神神経科診療所協会

○回復支援施設等：北九州DARC・北九州マック・福岡県断酒協議会断酒友の会

○法律関係：福岡県弁護士会北九州部会・福岡保護観察所北九州支部・北九州医療刑務所・北九州少年サポートセンター

○大学：福岡県立大学

○行政関係：市民文化スポーツ局安全・安心推進課、保健福祉局保護課・精神保健福祉課・地域医療課・健康推進課・医務薬務課、子ども家庭局子ども総合センター、教育委員会指導第二課、公営競技局競輪事業課、ボートレース事業課、精神保健福祉センター

[会場] 精神保健福祉センター

[開催回数] 年1回

[開始年度] 平成29年度

【実績】

開催日時	内容	出席者数
書面開催	○依存症対策における取り組み状況や課題について等	—

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言発令のため、書面開催とした。

本センターでは平成27年度まで「北九州市地域薬物関連問題連絡会議」を開催していたが、平成29年度からは薬物依存だけでなく、アルコールやギャンブル依存も含めて協議等を行う場として「北九州市依存症対策連携会議」を開催した。本会議は各機関の代表者が一同に会し、依存症対策についての課題共有や意見交換等を通して、各機関の専門領域の垣根を超えた連携を図る貴重な機会となっている。

VI ひきこもり対策事業

《位置づけ及び経過》

「ひきこもり」は、『様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念である』と定義されている（平成22年「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省））。背景に精神疾患や発達障害がないものの、さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態にある「社会的ひきこもり」については、支援機関が不明確で支援の取り組みが遅れがちであることが、平成13年度の「こころの健康づくり検討委員会」児童・思春期部会（厚生労働省）において指摘されている。そこで平成14年度から「こころの健康づくり事業」の一環として取り組みはじめ、平成22年度からは「社会的ひきこもり対策事業」として実施している。

平成21年10月から、北九州市の委託を受け、ウェルとばたに「北九州市ひきこもり地域支援センター・すてっぷ」（運営は、NPO法人STEP・北九州）が開設され、市民にわかりやすい相談支援機関として活動を開始し、当センターにおけるひきこもり対策事業と密に連携するようになった。

※当センターにおける「ひきこもり対策」の対象は、概ね18歳以上の北九州市内居住の方で、およそ、次の状態にあてはまる方

- ①長期（おおよそ半年以上）にわたって、年齢に相当した自宅以外での社会的生活（就労、就学、家族以外の人との対人交流）がみられない。
- ②明確な疾患や障害（例えば統合失調症、躁うつ病、パニック障害、強迫性障害、発達上の障害等）の存在が考えられない。

1 ひきこもり支援者研修会

【目的】

ひきこもりに対する効果的な支援について、スキルアップを図る機会とする。

【内容】

- [対象者] 行政関係者、医療関係者、教育関係者、民間支援機関等、ひきこもり支援に携わる方
- [会場] 総合保健福祉センター 講堂
- [開催回数] 年1回
- [開始年度] 平成14年度

【実績】

開催日時	内容・テーマ	講師	参加者数
12月11日(金) 18:30～20:30	ひきこもり支援再考	福岡県立大学大学院 准教授 四戸 智昭 氏	34名

地域の支援者が、ひきこもり支援に関する知識や実践例を学ぶことを通じて、地域における役割や自身の支援を振り返り、モチベーションの向上やスキルアップを図る機会となった。

2 市民向け講演会「ひきこもりを考える集い」

【目的】

ひきこもりの問題に悩む家族や本人、関心をもつ市民に対し、ひきこもりへの理解を深め、問題の幅広い捉え方や望ましい関わり方について学ぶ機会を提供する。

※北九州市ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」との共同主催事業

【内容】

[対象者] 第1部：ひきこもりの問題に悩む家族や本人、支援者、関心を持つ市民

第2部：ひきこもりに悩む本人、家族

[会場] ウェルとばた 中ホール ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場を総合保健福祉センター講堂からウェルとばたに変更。

[開催回数] 年1回

[開始年度] 平成14年度

※平成21年度までは、広く一般に参加できる「ひきこもりを考える集い」と、ひきこもりに悩む本人・家族のみを対象とする「ひきこもり当事者・家族のための研修会」を実施していたが、平成22年度より両事業を第1部・第2部として「ひきこもりを考える集い」に統合し実施している。

【実績】模様

開催日時	内容・テーマ	講師等	参加者数
12月12日(土) 13:00～17:00	第1部 (シンポジウム) 『自分らしさって何だろう』 ～ただいま生き方模索中、 あなたの選択・私の選択～	【シンポジスト】 ひきこもり経験者(2名)、家族(1名)、支援者(1名) 【コーディネーター】 小倉記念病院 緩和ケア・精神科部長 三木 浩司 氏 北九州市ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」 センター長 和田 修 氏	83名
	第2部 グループでの語り合い	当事者、家族を3グループに分けて実施	26名

参加者にとって、当事者の話を聞ける貴重な機会である。また、シンポジスト等にとっても、自身の体験を話すことで、自分を振り返る良い機会になっている。その他、家族にとって、家族教室への参加が難しい場合や、家族教室参加に負担を感じる場合などにも比較的参加しやすい形態となっている。当事者が自分自身の体験を通じた生の声を聴く貴重な機会として、今後も継続していきたい。

3 ひきこもり家族教室

【目的】

ひきこもりに関する相談においては、ひきこもっている本人が直接相談につながるものが少なく、家族も悩み孤立しがちであるため、まずは家族への支援が重要である。家族が正しい知識を持ち精神的に安定することで、本人に対しても良い影響が期待できる。このため、社会的ひきこもりの状態にある方の家族に対して、正しい知識や接し方等の情報を提供するとともに、同じ様な悩みを持つ家族同士が語り合い、わかち合う場を提供するもの。

【内容】

前期・後期各4回開催している。半期ごとに参加者を募集しており、参加者は、前期・後期のどちらからで

も参加可能で、2期（計8回）継続して参加することとしている。各回とも、前半は心理教育を意図した学び中心の時間、後半はわかち合いを目的とした参加者同士の意見交換の時間となっている。

参加申込にあたっては、ひきこもり状態の背景は多様であることから、当センターが対象とする「ひきこもり」に該当するか、事前面談を実施し参加の適否を判断する。

【対象者】 ひきこもりの問題に悩む家族（北九州市民）

※明らかな精神疾患・障害がないなど、当センターが定義する「社会的ひきこもり」に該当すること。知的障害、家庭内暴力・巻き込み型の強迫性障害等で家族の疲弊が激しく早急に個別対応が必要な事例等は、区と共同で個別フォローを行う。

【会場】 精神保健福祉センター

【開催回数】 2期（前期 6月～9月後期 11月～2月）1期全4回（月1回開催）※2期（全8回）参加を原則

【開始年度】 平成14年度（後期から開始）

【実績】

①前期（6月～9月） ※開催時間はいずれも14:00～16:00

回・開催日	内容・テーマ	講師	参加者数
6月25日(木)	ビデオ:ひきこもりについての理解や対応方法 意見交換、わかち合い	精神保健福祉センタースタッフ	3名 (3家族)
7月9日(木)	講話:ひきこもりの経過と家族の対応 意見交換、わかち合い	精神保健福祉センタースタッフ	5名 (4家族)
8月27日(木)	見学・体験:ひきこもり地域支援センター見学・体験利用 意見交換、わかち合い	北九州市ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」スタッフ	2名 (2家族)
9月24日(木)	講話:前期のまとめ、家族が元気であるために 意見交換、わかち合い	精神保健福祉センタースタッフ	5名 (5家族)

②後期（11月～2月） ※開催時間はいずれも14:00～16:00

回・開催日	内容・テーマ	講師	参加者数
11月26日(木)	講話:ひきこもりの経過と家族の対応 意見交換、わかち合い	精神保健福祉センター スタッフ	6名 (4家族)
12月24日(木)	DVD:ひきこもりについての理解や対応方法 意見交換、わかち合い	精神保健福祉センター スタッフ	4名 (4家族)
1月28日(木)	講話:家族の立場からのメッセージ 意見交換、わかち合い	ひきこもりの当事者のご家族	4名 (4家族)
2月25日(木)	講話:家族の立場からのメッセージ 意見交換、わかち合い	ひきこもりを経験した当事者 北九州市ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」 センター長 和田 修 氏	5名 (4家族)

【前期】 延べ15名（実6名・5家族）【後期】 延べ19名（実7名・5家族）【計】 延べ34名

ひきこもりの背景・要因が多様であることから、期ごとにグループの雰囲気・力動も異なり、それに応じた運営側の配慮やプログラムの工夫を行っている。

家族に対する心理教育としての側面のほか、家族同士の意見交換を通じたわかち合いの機能が大きく、家族の孤立感の軽減とエンパワーメントにつながっており、教室参加への満足度は高い。家族教室開催中に参加者から個別に相談があれば対応し、教室修了時には、今後の方向性について全参加者と個別に確認している。ひきこもりの回復には年単位の長い期間を要することから、家族教室終了後の社会資源へのつながりが重要であり、その視点を持った教室運営とひきこもり地域支援センターとの連携・協働が欠かせない。

4 ひきこもり支援実務者連絡会

【目的】

ひきこもりの問題は、医療だけでなく行政内の相談機関、地域での活動等、さまざまな方面からの支援が必要である。この問題に取り組む支援者が一堂に会し、情報交換を行うことで、連携のためのネットワークの構築や支援の質の向上を図ることを目的とした場・機会を提供するもの。

【内容】

[対象者] 実際にひきこもりケースに関わりを持つ支援者

[会場] 精神保健福祉センター

[開催回数] 年2回程度

[開始年度] 平成15年度

【実績】

回	開催日	テーマ	話題提供者	参加者数
第1回	1月29日(金) 18:30~20:30	障害者基幹相談支援センターにおける支援の事例を通して (新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、中止)	北九州市障害者基幹相談支援センター 主任 藤野 昂一 氏	—
第2回	3月5日(金) 18:30~20:30	ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」における支援事例を通して	北九州市ひきこもり地域支援センター 「すてっぷ」センター長 和田 修 氏	17名

助言者：小倉記念病院 緩和ケア・精神科部長 三木 浩司 氏 [第1回、第2回共通]

[計] 1回 17名

第1回は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止となったが、第2回では事例検討と意見交換を行った。地域での実践例について小グループでの討議を行うことで、実践的で深い議論となっている。

また、助言者の示唆に富むコメントから学び感じることも多く、アンケート結果を見ても評価が高い。地域の支援者が会する機会として支援者・関係者間のネットワーク構築に加え、支援の質の向上という点でも継続して開催する意義を感じている。

Ⅶ 災害・事故時のこころのケア対策事業

《位置づけ及び経過》

近年、各種災害や犯罪事件が日常的に発生し、その中で生ずるこころの問題として心的外傷後ストレス障害（PTSD）が注目されている。

そこで当センターでは、平成16年度から「こころの健康づくり事業」の一環として「心的外傷後ストレス障害（PTSD）関連対策」、平成18年度は「こころの健康づくり事業」の一環として「災害・事故時のこころのケア対策事業」、19年度からは「災害・事故時のこころのケア対策事業」に取り組んできた。

「北九州市地域防災計画」においても、精神保健福祉センターは「こころのケア対策班」に位置づけられており、「災害予防計画」では「本市におけるPTSD等に対する支援体制の整備を図る」としている。

【実施経過】

平成16年度	<p>市行政内部の関係職員を対象に「心的外傷後ストレス障害（PTSD）関係職員研修」を開催（以後、毎年開催）</p> <p>「相談機関における実態調査」実施（関係機関におけるPTSD関連の相談対応の状況を調査し、課題の整理を行った；～平成17年度）</p>
平成17年度	<p>一般市民向け研修会を新たに開催（単年度）</p> <p>市行政内部の関係職員向け研修会終了後、意見交換会を開催</p>
平成18年度	<p>関係職員研修を行政以外の支援者も対象に加えるとともに、主に精神保健関連業務に従事する専門職を対象に専門技術習得を目的とした「専門研修」を新たに開催（以後、毎年、関係職員研修年1回・専門研修年1回開催）</p> <p>「災害・事故時のこころのケアマニュアル」原案作成</p> <p>「災害・事故時のこころのケア対策連絡会」の開催（行政内部の関係課を構成メンバーとし、日本赤十字社福岡支部・久留米大学 前田教授がアドバイザーとして参加）</p>
平成19年度	<p>「こころのケア担当者会議」開催（区精神保健福祉相談員・子ども総合センター・障害福祉センターを主な参加者として、新潟中越沖地震におけるこころのケア活動及び派遣状況等について共有し、意見交換）</p>
平成23年度	<p>3月「災害・事故時 こころのケアの手引き」発行</p>
平成24年度	<p>市職員・民生委員に「災害・事故時 こころのケアの手引き」配布</p>
平成25年度	<p>関係職員研修を危機管理室と共催 新規採用職員へ「災害・事故時 こころのケアの手引き」を配布</p>
平成26年度	<p>北九州市地域防災計画、国民保護計画の「こころのケア対策班」に障害福祉課（一部）を追加</p> <p>北九州市地域防災計画・災害応急対策計画の「こころのケア対策」に区役所との連携についての内容を追加</p> <p>新規採用職員研修で、危機管理室と合同で「災害・事故時のこころのケア」を加えた研修を実施（～平成28年度）、同時に新規採用職員へ「災害・事故時 こころのケアの手引き」を配布（毎年継続の予定）</p> <p>消防職員、消防団に「災害・事故時 こころのケアの手引き」を配布</p>
平成27年度	<p>北九州市立大学と市の協働により北九州市立大学の防災科目「地域防災への招待」が新設。</p> <p>そのうち1コマ「災害時のこころのケア」の講義を担当</p>

平成27年度	災害時に避難所となる市民センター・小学校・中学校・特別支援学校に、「災害・事故時 こころのケアの手引き」を配布
平成28年度	熊本地震にかかる DPAT 派遣に関わった職員等を対象に「災害時のこころのケアに関する意見交換会」を実施 市内関係課・関係医療機関を構成メンバーとして「災害・事故時のこころのケア対策連絡会」開催

1 一般職員等の関係職員研修

【目的】

災害や衝撃度の強い事故発生時における被災者に対する相談体制の整備、ひいてはこころの健康危機管理についてのシステム構築を目指し、災害・事故時のこころのケアについての理解を広めるとともに、相談支援技能を高めることを目的とする。

【内容】

【対象者】 北九州市職員（部署、職種は問わず）、被災者の支援に携わる可能性がある医療機関・相談機関等の職員

【会場】 総合保健福祉センター 講堂

【開催回数】 年1回

【開始年度】 平成16年度 ※平成25年度より危機管理室と合同で研修を主催

【実績】

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況により中止

2 専門職員等の技術取得研修（専門研修）

【目的】

災害や衝撃度の強い事故発生時における被災者に対する相談体制の整備ひいてはこころの健康危機管理についてのシステム構築を目指し、精神保健福祉の相談業務に従事する専門職が、適切に面接業務に従事するための知識と技術の習得を目指す。

【内容】

【対象者】 災害や衝撃度の強い事故発生時に、被災者の支援やこころのケアに携わる可能性のある者（主に精神保健福祉業務に従事する専門職）

【会場】 総合保健福祉センター 講堂

【開催回数】 年1回

【開始年度】 平成18年度

【実績】

目的 精神保健福祉の相談業務に従事する専門職（区役所の精神保健福祉相談員などを想定）が、適切に面接業務に従事するための知識と技術の習得を目指す。

日時	内容	講師	参加者数
12月7日(月) 18:30～20:30	子どものこころの危機の理解と対応 ～コロナ禍で考えるこころのケア～	九州産業大学人間科学部 臨床心理学科 教授 窪田 由紀氏	32名

3 関係機関等連携体制の構築・普及啓発

【目的】

災害・事故時のこころのケアに関する相談体制の整備に向けて、こころのケアの重要性や知識を広めるとともに、発災時に具体的に対応する機関や相談支援を行う機関との連携も不可欠であることから、日頃から普及啓発及び関係機関等との連携体制構築を目指す。

【内容】

普及啓発に関しては、研修等でこころのケアの知識や重要性を広めるとともに、冊子「災害・事故時 こころのケアの手引き」を配布している。また、危機管理室等の防災部門と共催で研修等の実施や地域防災計画の検討・見直しなど、発災時における対応で関係する部門と情報交換等を行いながら、連携体制の構築を進めている。

【実績】

<普及啓発>

平成27年度からの取り組みとして、北九州市立大学と市の協働により開設された北九州市立大学の防災科目「地域防災への招待」15コマの講義のうち1コマを担当した。

【テーマ】 災害時のこころのケア

【日時】 令和2年6月11日（木）

【場所】 北九州市立大学 北方キャンパス（課題研究型のオンライン講義）

【参加者】 北九州市立大学 学生 67名

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、学内での対面授業が限定されていた。そのため、本講座についても課題研究型のオンライン講義となった。実際の教室での講義はなく、事前の資料提供となり、資料内には、学生にいくつか課題を提示し、回答を集約するやり方となった。

<関係機関連携体制の構築>

災害・事故時のこころのケア対策連絡会

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

【目的】 関係部署・機関で災害・事故時のこころのケア対策に関する現状及び課題等を共有する。

【日時】 ー

【会場】 ー

【対象】 市内関係各課、関係医療機関

Ⅷ その他の事業

1 就労支援

(1) 精神障害者就労支援ネットワーク事業

《位置づけ及び経過》

平成11～12年度に設置・開催した精神障害者の就労関連の検討委員会から、就労問題について課題の検討と今後の方向性について提言を受け、これに基づき「北九州市精神障害者就労支援ネットワーク事業」を平成13年度より実施してきた。同事業は、精神保健福祉手帳の有無を問わず、就職を希望する精神障害者に対し、医療・保健・福祉・労働などの関係機関が連携し、継続的な就労支援を行うことを目指すものである。

その後、各機関で就労支援が行われるようになってきたことから、平成17年度から、より実務レベルでの課題の検討やネットワークづくりを目的とする「就労支援ネットワーク事業実務者連絡会」を立ち上げた。同連絡会は障害者自立支援法施行による福祉施設の位置づけの変化を踏まえ、顔の見える実務のネットワークを繋ぐことに重点的を置く現行の実施形態となった。

平成30年度から民間での情報交換や事例検討の場が充実してきたという流れを受け、当センター主催での連絡会開催を終了した。今後は連絡会に参加し、必要に応じてネットワーク促進への助力を行っていく。

2 自助（セルフヘルプ）グループ支援

《位置づけ及び経過》

○「セルフヘルプ・フォーラム」と「北九州セルフハート会議」

平成10年度に初めて開催した「アディクション・フォーラム」を受け、翌年度（平成11年度）から対象をアディクションに限らずその他のセルフヘルプ・グループにまで広げて「セルフヘルプ・フォーラム」として開催し、以降、継続して開催している。

平成11年度に開催した第1回目の「セルフヘルプ・フォーラム」終了後、セルフヘルプ・フォーラム開催のためのみの集まりであった実行委員会を緩やかなネットワーク会議へと発展的に性格を変え、北九州市及びその周辺を中心に活動するセルフヘルプ・グループのメンバーが集まり、毎月定例的に会議を開催するようになり、参加メンバーにより「北九州セルフハート会議」と名づけられた。

また、平成10年に開催されたアディクション・フォーラムにあわせ、当日のプログラムとグループ案内を兼ねた小冊子を発行したところ、関係機関や市民から有用との評価を受けたことから、平成11年度以降、セルフヘルプ・フォーラム開催に併せて、各グループの情報をまとめた「セルフヘルプ・グループ情報誌」として年1回発行することになった。この情報誌は、「多くの方々にセルフヘルプ・グループのことを知っていただき、仲間を求めている人とグループとの出会いに役立つように」との趣旨で、冊子製作の趣旨に賛同した北九州市とその周辺で活動中のセルフヘルプ・グループに関する情報をまとめたものとなっている。製作にあたっては、北九州セルフハート会議を通じて原稿となる情報収集を行っており、同会議とその事務局を担う当センターが協同することとしている。

上記の取り組みの中で、フォーラム10周年を記念した「10周年記念『体験集』」の発行（平成20年度）、自助グループ活動及び参加メンバーのスキルアップを狙った「スキルアップ研修」（平成20年度）、平日夜間の会議に出席できないメンバー・グループが参加できるようにとの配慮と会議及び各グループの活性化を図る

ため、日曜日等の休日の昼間に「春の交流会」を開催（平成22年度以降、毎年1回開催。平成30年度は実施せず、令和元年度は定例のセルフハート会議の内1回を交流会とした。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の関係から開催しなかった）するなど、参加メンバーによる発案をもとに、その時々課題や時機に応じた取り組みを行ってきている。

当センターとしては、自助グループは回復を支える重要な存在と考え、その支援もまた重要と考える一方、自助グループの個性や独自性を損なわないように、当事者の主体性にゆだね、自主的な市民活動を側面的に支援するよう心がけている。そのためセルフハート会議やフォーラムの開催においては、運営及び進行は当事者が行い、当センタースタッフはその事務局として裏方に徹しながら、事業の運営・進行管理・事務作業等を担う。

○ セルフヘルプ・グループ支援者への支援と『セルフヘルプ情報・北九州』

セルフヘルプ・グループが持つ流動性や幅広さを考慮に入れると、それを支援しようとする活動も本来、行政主導ではなく市民活動のレベルで行われることが望ましいと考えられる。平成14年度末に、知的・身体障害福祉の領域で活動していた『セルフヘルプ・グループを推進する会』との共催で、大阪セルフヘルプ支援センター代表の松田博幸氏を招き、「セルフヘルプ・グループ支援者・当事者研修会」を開催。その後、市民活動としてのクリアリングハウス設立の機運が高まったことで、準備期間を経て、平成15年11月に、市民グループ『セルフヘルプ情報・北九州』が活動をスタートした。同グループは、セルフハート会議のメンバーを中心に、当事者・支援者等がボランティアとして活動するもので、定例会やメールによる相談対応、ホームページ開設を通じて、セルフヘルプ・グループに関する市民への啓発や情報発信を行っている。

当センターでは、セルフヘルプ・グループに関する情報を収集、整理し、必要な人に必要な情報が届くよう、平成11年度より「セルフヘルプ・グループ・サポート情報ネット」として区役所の相談窓口等への情報提供を行い、平成14年6月からは当センターのホームページにて情報提供を行ってきたが、『セルフヘルプ情報・北九州』の活動開始に伴い、その機能（ホームページの更新等）を同グループに移譲している。当センターの自助グループ支援から生まれた『セルフヘルプ情報・北九州』は、現在、北九州のセルフヘルプ活動を支える重要な担い手となっている。

（1）セルフヘルプ・フォーラム2020in 北九州

【目的】

セルフヘルプ・グループの活動とその重要性について広く市民に広報・啓発するとともに、同じような悩みを持ちながら孤立している人たちにグループとの出会いの場を提供し、つなぐことを目的に開催するもの。

【内容】

セルフヘルプ・グループのネットワーク会議である「北九州セルフハート会議」が実行委員会を構成しており、当事者による主催、企画・運営を目指している。実行委員長をはじめ、それぞれの自助グループに所属する様々な方が、フォーラムを運営するため準備を進めていたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、中止となった。

しかし、フォーラムにかかわることをしたいという声から、「コロナ禍体験集」という文集を作成し、これまでの体験や、コロナ禍にどのような思いを抱えているかといった、生の声が綴られた。

- [運営主体] 北九州セルフハート会議（当センターとの共同主催）
 ※同会議が実行委員会で、当センターが事務局としての位置づけ
- [対象者] 一般市民
- [会場] ウェルとばた（多目的ホール・会議室等）
- [開催回数] 年1回
- [開始年度] 平成10年度（平成10年度は「アディクション・フォーラム」として開催）

【実績】 ※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症により中止

市民への啓発とグループとの出会いの機会を提供するという意味では、支援者を含め一般市民の参加が増えないことが課題となっているが、フォーラムをきっかけにグループと出会ったという声は、少ないながらも様々な場面で耳にすることがあり、地道に継続していく必要性を感じる。

同時に、自助グループに参加するメンバー自身が自らの所属するグループを超えて協働して、自助グループという活動のすばらしさを市民に啓発的に情報発信する機会は他になく、地域の自助グループ活動を活性化させるとともに、メンバー自身が力を得る貴重な場となっている。

（２）北九州セルフハート会議

【目的】

北九州市及びその周辺を中心に活動するセルフヘルプ・グループのメンバーが集まり、緩やかなネットワーク会議を毎月定例的に開催する。セルフヘルプ・グループ間の①情報の収集、交換、共有、提供、発信②人的交流（グループ間交流、人的ネットワークの構築）③当事者同士のわかり合いのための場を提供するとともに④これからグループを作りたいと思い活動している人の情報収集、人的ネットワーク構築の機会を提供する。自主的な市民活動という自助グループの特性を生かしつつその発展を目指し、当事者の主体性にゆだねている。

【内容】

- [対象者] 北九州市及びその周辺を中心に活動するセルフヘルプ・グループのメンバー、ボランティア、支援者（精神保健福祉センター職員も事務局として参加）
- [会場] 精神保健福祉センター
- [開催回数] 毎月第4月曜日 19:00～（令和2年度は緊急事態宣言発令のため、4～5月と12～2月が休会）
- [開始年度] 平成11年度

【実績】

開催日	内容	開催回数	延べ参加グループ数	延べ参加者数
定例 毎月第4月曜日 19:00～20:30	セルフヘルプ・フォーラムの実行委員会として、フォーラムに関する議事が中心	7回	89グループ	90名

セルフヘルプ・グループを側面的に支援する活動として、他の自治体でもあまり見られない取り組みで、長年にわたって継続されていることは評価に値すると言える。セルフハート会議そのものがセルフヘルプ・フォーラムの実行委員会としての機能を持ち、「セルフヘルプ・グループ情報誌」の発行主体となっていることで、市民活動でありながら目的をもった継続的・安定的な開催が適えられてきた。

一方、参加グループやメンバーの固定化と参加者が増えないことが課題となっている。過去には参加メン

バー発案で「春の交流会」を開催したが、年間を通じた会議の活性化には至っていない。

(3) セルフヘルプ・グループ情報誌

【目的】

セルフヘルプ・グループに関する情報を広く市民及び支援者に提供し、同じような悩みを持ちながら孤立している人たちにグループにつながぐことを目的とする。

【内容】

〔掲載内容〕 情報誌作成の趣旨に賛同した北九州市及びその周辺を中心に活動するセルフヘルプ・グループの情報を一冊にまとめた情報誌。掲載の情報は、各グループが原稿を作成し、市民向けのチラシ風のデザインとなっている。(セルフヘルプ・フォーラム開催に合わせ年1回発行)

〔製作者〕 北九州セルフハート会議・精神保健福祉センター

〔開始年度〕 平成11年度

【実績】

「セルフヘルプ・グループ情報誌 2020年版」A4版刊本

〔発行時期〕 令和3年3月

〔発行部数〕 850部

〔配布〕 無料配布(精神保健福祉センター、区役所保健福祉課で配布)

※各グループ、精神科医療機関・各種相談窓口等の関係機関等へも配布

本誌は、セルフヘルプ・グループについて貴重な情報源のため、市内の各種相談支援機関等からの配布希望も多い。

3 精神保健福祉相談(電話・来所相談)

◀位置づけ及び経過▶

○精神保健福祉相談の役割分担について

本市では、開設当初から、個別の精神保健福祉相談の全般は、原則として区役所(保健福祉課高齢者・障害者相談係の精神保健福祉相談員)で対応し、精神保健福祉センターでは、普及啓発及び教育、技術支援等、相談以外の業務を中心に行うこととした。しかし、平成12年からは、特定相談として薬物相談を予約で行うようになり、平成19年度からは、薬物・ギャンブル相談として事業を拡大している。平成21年度からは、自殺対策事業の拡大とともに「自殺予防こころの相談電話」を開設し、死にたいと思うほどの悩み・苦しみを相談の敷居の低い電話という形で対応するようにした。その後、自死遺族に対するの個別相談及び法律相談を開設した。さらに平成25年9月からは、北九州市立八幡病院と連携して、自殺未遂者支援事業を行うなかで、支援の同意が取れた方を個別にフォローするようにしている。

これらは、精神保健福祉法第6条に規定された精神保健福祉センター業務の「精神保健および精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑困難なものを行うこと」について、本市として整理したものである。

本市における役割分担として、各区役所では、常時一般的な精神保健相談を行うこととし、相談を受ける上で特殊な知識や連携資源の必要な内容で、市内一箇所に窓口を明確にした方が市民にとってわかりやすいものについては、精神保健福祉センターに窓口を設置する。薬物・ギャンブル、自死遺族といった内容がそ

れにあたる。薬物・ギャンブルの家族教室、ひきこもりの家族教室、うつ病の家族教室といった教室の事業も、この考え方において、市内一箇所の精神保健福祉センターにおいて行うことが効率的で、相談支援の一部として当センターの事業として行うことが適当と判断している。

上記の役割分担上、当センターでは、常時直接相談を受ける体制ではないが、市民からはしばしば「専門家が配置されている相談機関」と理解されて、心の健康に関する相談電話や各種問い合わせや突然の来所相談が持ち込まれる。そのうち平易な心の健康についての知識を求めるものであれば当センターの職員が情報提供し、継続的な相談を望むものであれば、その状況に合わせて、各区の精神保健福祉相談や適切な医療機関、各種相談機関を紹介し、問題解決のプロセスを支援するようにする。丁寧なつなぎ役を行う必要があると考える。

(1) 特定相談・特定相談以外の相談対応

【実績】

1) 特定相談

薬物・ギャンブル個別相談、自死遺族の個別相談・法律相談、自殺予防こころの相談電話、薬物再乱用防止プログラム、薬物・ギャンブル依存症の家族教室、ひきこもりの家族教室、うつ病の家族教室、自死遺族ための「わかち合いの会」等を行った。詳細の実績は、各事業（本年報のV～X）の項目に記載する。

2) 特定相談以外の相談対応

令和2年4月～令和3年3月 総数 764件（電話740件、面接24件）

当センターへの電話相談や来所相談に職員全員で適宜対応している。

<内訳>

老人精神保健 28件 (3.7%)、社会復帰 24件 (3.1%)、アルコール 28件 (3.7%)、薬物 56件 (7.3%)、ギャンブル 36件 (4.7%)、ゲーム 6件 (0.8%)、思春期 27件 (3.5%)、心の健康づくり 165件 (21.6%)、うつ・うつ状態 74件 (9.7%)、摂食障害 3件 (0.4%)、てんかん 1件 (0.1%)、その他 316件 (41.4%)

4 性同一性障害相談窓口

《位置づけ及び経過》

本市では「北九州市人権行政指針」に基づき人権課題に取り組んでいる。性的少数者への支援策の一貫として、令和元年7月より、性同一性障害についての悩みを持つ市民を対象に性同一性障害相談窓口を当センターに設置した。

【目的】

性同一性障害に対する診断治療の流れを含む知識の提供や、医療機関の紹介等を行うことで、性同一性障害者の抱える悩みの軽減を図る。

性同一性障害とは：生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信をもち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者

【内容】

[対象者] 性同一性障害に関して悩みを抱える市民（原則市内居住者）

[日時] 毎月2回 第1・3水曜日

時間 9：00－12：00

[相談方法] 電話または来所

【実績】 延べ相談件数：23件（内訳 電話：21件、面接：2件）

性別違和	身体治療	病院紹介	その他	計
7	3	8	5	23

相談者の当事者との関係は、本人が13件、家族が6件、支援者が1件、その他2件、不明が1件であった。診断治療の流れの知識提供や医療機関等社会資源情報の提供を行った事例が多かった。

IX 自殺対策

1 自殺対策といのちとこころの支援センター

(1) 位置づけと経過

全国の自殺者は平成10年に急増し、3万人前後の高水準で推移していた。北九州市でも毎年200人前後の自殺者がいる状況が続くなか、本市における自殺対策は当センターを中心に取り組んできた。平成13年度以降、「自殺」という問題の特殊さと広さに、積極的かつ総合的な対策を即時に展開することの困難さにぶつかり、当センターとしては、できるところから小さくても次につながる地道な事業を考える姿勢をとることを基本としてきた。平成18年の「自殺対策基本法」の制定以降は、関係団体と連携しながら講演会やシンポジウムの開催を中心とした市民啓発に取り組んだ。平成20年度には、自殺総合対策大綱の規定に基づき、関連機関・団体が連携・協力して本市の総合的な自殺対策を推進するため「北九州市自殺対策連絡会議」の設置と同時に、市内部の関係課との連携を目的に「自殺対策庁内連絡会議」を設置・開催するに至った。平成22年度以降は、当初、単発的な実施であった市民啓発の多くを定例事業化し、継続して実施している。

平成21年度に内閣府が「地域自殺対策緊急強化基金」を造成したことに伴い、福岡県から同基金の配分を受け（補助率10/10）、依存症やうつ病など幅広いテーマに対応した啓発資材（パンフレット・小冊子等）を作成し広く配布するほか、自殺予防週間（9月）・自殺対策強化月間（3月）に積極的な啓発を行うなど、広報を強化した。また、同年より専用回線による電話相談「自殺予防 こころの相談電話」を開設した。

平成25年度、自殺対策のさらなる強化を図るため、厚生労働省の国庫補助事業「地域自殺予防情報センター」を活用し、当センター内に「いのちとこころの支援センター」を設置し、自殺未遂者支援やこころの健康づくり教育・人材育成などに取り組んでいる。

平成28年には、「自殺対策基本法」の改正があり、その示す基本的な方向は変わらないものの、自殺対策のより一層の推進と、より具体的・実効的な計画の必要性が謳われた。これを受け、平成29年5月に本市の10年間の自殺対策の方向性を示す「北九州市自殺対策計画」を策定した。本計画は2年ごとに評価を行い、必要に応じて見直しを行うこととしており、令和元年6月に、数値目標の見直しや充実・強化する事業を追加した第1回目の見直しを行った。

平成13年度	「北九州市こころの健康づくり検討委員会」成人期部会が『うつ病に関する啓発の大切さ』『メンタルヘルスに関する情報提供の仕組みが必要』と意見、自殺対策に関する所内検討を開始
平成15年度	昼間働く中高年男性を主なターゲットに「インターネットメンタルヘルズ講座」開設
平成17年度	自死遺族ケアに関するシンポジウムをNPO法人と共同開催
平成18年度	6月「自殺対策基本法」制定 各区まちづくり協議会の地域ケア研究会との共催でうつ病をテーマとした講演会を開催 「自殺対策に係る精神保健関係者(医師)意見交換会」開催(～平成19年度) 自殺対策を目的とした刊行物を初めて作成(小冊子「うつ病を知っていますか?」)
平成19年度	内閣府「自殺総合対策大綱」策定(閣議決定) 全局・室・委員会を対象に「自殺対策関連事業調査」を実施(以後、毎年実施) 介護保険の地域支援事業として「高齢者をケアする人のストレスケアセミナー」開催(～平成22年度)
平成20年度	「自殺対策庁内連絡会議」「自殺対策連絡会議」を設置・開催

	自殺予防週間にあわせ「九州・沖縄・山口一斉電話相談事業「自殺予防相談ダイヤル」を実施(以後、毎年継続)
平成21年度	内閣府が創設した「地域自殺対策緊急強化基金」を活用し広報・啓発など取り組みを強化 10月 「自死遺族のための『わかち合いの会』」開始(自死遺族に対する直接支援を開始) 11月 「自殺予防 こころの相談電話」開設 3月 「自殺対策啓発パンフレット」を市政だよりとともに各戸配布 児童生徒対象の自殺予防教育リーフレット作成
平成22年度	7～8月 市民4,800人を対象に「こころの健康に関する実態調査」を実施(翌年3月報告) 3月 「地域自殺対策緊急強化基金」が積み増し延長(～平成26年度)
平成23年度	「ひとこと力」キャンペーン実施(9月～3月)し、インターネット等各種広報媒体を活用した大規模な広報・啓発事業を展開
平成24年度	8月 「自殺総合対策大綱」見直し 3月 インターネット 専用サイト「メンタルヘルスチェックシステム『こころの体温計』」開設
平成25年度	4月 「いのちとこころの支援センター」設置 担当課長1名・係長1名・職員1名・嘱託職員2名(臨床心理士・精神保健福祉士)配置 7月 自殺対策専用ホームページ「いのちとこころの情報サイト」開設 9月 「自殺未遂者支援事業」開始
平成26年度	8月 「いのちとこころの情報サイト」にコラム「こころのメッセージ」開設 9月 日本自殺予防シンポジウム開催(主催は(一社)日本いのちの電話連盟、本市と共催)
平成27年度	2月 「こころの健康に関する実態調査報告書」作成
平成28年度	4月 「自殺対策基本法」改正 6月 自殺対策計画策定に向けた「市民フォーラム」開催
平成29年度	5月 自殺対策計画を策定 7月 「自殺総合対策大綱」見直し
平成31年度	5月 自殺対策計画の見直し(第1回)
令和元年度	
令和2年度	7月 こころの健康に関する実態調査実施

(2) いのちとこころの支援センターの概要

本市における自殺対策は、平成18年の自殺対策基本法施行を受け、精神保健福祉に関する総合的技術センターである精神保健福祉センターがその中心となり、様々な取り組みを行ってきた。

平成25年4月1日、自殺対策のさらなる強化を図るため、厚生労働省の国庫補助事業「地域自殺予防情報センター」を活用し、精神保健福祉センター内に「いのちとこころの支援センター」を設置し、同センターが精神保健福祉センターとの一体的な活動として本市の自殺対策の中核を担うこととなった。

【目的】

本市の自殺対策を効果的に推進するための拠点として専門の相談員等を配置し、相談支援、人材育成、関係機関のネットワーク強化などを行なうことで、様々な機関・団体が、より緊密な連携を図り、本市の実情に合わせた包括的な自殺対策を構築するとともに、精神保健全般を扱う精神保健福祉センターとの一体的な

活動により、本市の自殺対策のさらなる強化を図る。

【内 容】

[人員配置] 担当課長1名・係長1名・職員1名・会計年度任用職員2名（臨床心理士(公認心理士)・精神保健福祉士)

[設置場所] 精神保健福祉センター内

[主な業務]

- ① 専門相談員による、自死遺族や自殺未遂者などに対するきめ細かな相談支援
- ② 区役所や関係機関の窓口担当者をはじめとする支援者の人材育成
- ③ 悩んでいる人が必要な情報へたどり着けるよう、インターネットや携帯電話などを活用した、わかりやすい情報発信
- ④ 広い領域にわたる関係機関の連携構築

※これまで精神保健福祉センターとして実施してきた自殺対策に関する取り組みの多くはいのちとこころの支援センターが引き継ぐこととなるが、精神保健福祉に関する専門的技術を有する精神保健福祉センターの本来的な活動・業務として協同・支援しながら一体的に取り組む。

2 自殺対策における普及啓発

(1) ハイリスク者に対する情報・相談機会の提供（インターネットの活用）

【目 的】

様々な悩みを抱え支援を必要とし自殺の危険性が高いにも関わらず、従来の広報・啓発活動では情報が行き届きにくかった層（若年層や中高年男性など）へのアプローチ・情報発信を図るために、インターネットによる情報提供を実施するもの。なお、ポピュレーションアプローチの機会としての効果を期待し、合わせて様々な媒体を活用し、広報を行う。

<経過>

平成14年度	産業医科大学精神医学教室教授より、「自殺者は働く年代の中高年男性に目立って多いこと」「自殺に至る方々の多くは、医療機関など専門機関に相談できないままに当該行為に走る事が想定されること」との示唆を受ける
平成15年度	昼間働く中高年男性を主なターゲットに「インターネットメンタルヘルズ講座」開設
平成24年度	3月19日 メンタルヘルズ・セルフチェックシステム「こころの体温計」WEB上で一般公開
平成25年度	7月17日 自殺対策専用ホームページ「いのちとこころの情報サイト」開設 本市の市民向け健康関連イベントにおいて「こころの体温計」のデモンストレーション実施（こころの健康づくりイベントを開始） 3月20日 「こころの体温計」に「赤ちゃんママモード」を導入 (育児中の母親が対象のストレスチェック機能追加)
平成26年度	8月26日 「いのちとこころの情報サイト」にコラム「こころのメッセージ」を開設
平成27年度	6月25日 「いのちとこころの情報サイト」に「研修・講演 年間スケジュール」を追加

【内 容】

① メンタルヘルズ・セルフチェックシステム「こころの体温計」

うつ病等の精神疾患の予防につながる「ストレスケア」の啓発を目的とした専用ウェブサイト（パッケ

ージ化された既成のプログラムを本市用にカスタマイズしたもの)で、パソコンやスマートフォンからいつでもゲーム感覚で気軽に利用でき、こころの健康に関心を持つきっかけを提供する。

[主な機能] パソコン・スマートフォンから、簡単な質問に答えることでストレス度や落ち込み度がアニメーション等で視覚的に表示される。ストレス度のほか、家族の状態やアルコール依存症のチェックも可能で、それぞれの判定結果とともに地域の相談窓口情報を表示する。

※医学的診断を行うものではなく、現在のこころの状態を把握するためのもの。

※東海大学医学部が発案・検証したものを携帯電話用にシステム化したもの

[開設時間] WEB上に常設(24時間365日アクセス可能)

[実施方法] 委託実施(委託先:株式会社 エフ・ビー・アイ)

[開始年度] 平成24年度

②自殺対策専用ホームページ「いのちとこころの情報サイト」

自殺対策において相談窓口等の周知は重要な施策で広範かつ効果的な情報提供が求められる。特に自殺を考え、心理的に追い詰められた人やその周囲の人に対する情報提供の方法として、インターネットの活用は有効性が高い。そこで、必要な情報及び相談・支援の機会を提供することを目的として、自らアクセスしやすくかつ簡単に情報にたどりつけるよう工夫し、地域の情報に特化した専用のホームページを開設するもの。

[主な機能]

パソコン用サイト・スマートフォン用サイトを開設し、以下の情報を掲載

①ストレスやこころの病気に関する基礎知識(セルフチェックリスト、対応法等含む)

②北九州市内の各種相談機関・精神科医療機関に関する情報提供及び検索機能

③自死遺族に対する情報提供

④精神保健福祉センターが実施する事業・研修等のお知らせ

⑤精神保健福祉センター発行のリーフレット・小冊子等の刊行物のダウンロード

⑥「こころの体温計」へのリンク、関連機関へのリンク など

[開設時間] WEB上に常設(24時間365日アクセス可能)

[実施方法] 委託実施(委託先:株式会社エディックス)

[開始年度] 平成25年度(サイト製作は平成24年度中に実施)

【実績】

アクセス数	こころの体温計(4月1日～3月31日)	72,302 件
	いのちとこころの情報サイト(4月1日～3月31日)	852,177 件

インターネットを活用することで、従来の手法では情報が届きにくかった層へのアプローチを図った。先行して公開した「こころの体温計」については、公開当初より非常に多くのアクセスがあり、広報・啓発手段としてのインターネットの有用性が実感された。今後、両サイトの特性を生かしながら、自殺対策の啓発の新たな機会・手法として積極的に活用していきたい。なお、アクセス数等、その効果についても併せて検証していきたい。

(2) 自殺対策啓発講演会・シンポジウム

【目的】

世界自殺予防デー(9月10日)及び自殺予防週間(9月10日～16日)にあわせ、自殺対策について市民に

広く啓発することを目的として、市民が関心を持ちやすい内容をテーマとして著名人等を講師に迎え、講演会を開催してきた。(平成20～令和2年度) 令和2年度は、9月の自殺予防週間に社会福祉法人 北九州いのちの電話と北九州市が共催し、「自殺予防シンポジウム」を開催した。

<経過>

平成17年度	自死遺族ケアに関するシンポジウムをNPO法人と共同開催
平成18年度	6月「自殺対策基本法」制定 自殺をテーマに北九州市精神保健福祉のつどいを福岡県精神神経科診療所協会と共催
平成20年度	基調講演と市内関係者のシンポジウムからなる「自殺対策シンポジウム」を開催(平成21年度まで)
平成22年度	事業名を「自殺対策啓発講演会」に(以後、毎年1回開催)
平成26年度	9月「日本自殺予防シンポジウム」を北九州で開催(主催:(一社)日本いのちの電話連盟、北九州市は共催) 3月「自殺対策啓発講演会」を開催
平成27年度	9月「自殺予防シンポジウム」開催(共催:(社法)北九州いのちの電話) 3月「自殺対策シンポジウム」開催(主催:北九州市、福岡県臨床心理士会、共催:NPO法人抱樸)
平成28年度	12月「自殺予防シンポジウム」開催(共催:(社福)北九州いのちの電話) 3月「自殺対策啓発講演会」開催(主催:北九州市)
平成29年度	9月「自殺予防シンポジウム」開催(共催:(社法)北九州いのちの電話) 2月「ワンストップ支援を考える地域セミナー」開催(主催:日本うつ病センター、共催:北九州市、共催:NPO法人抱樸)
平成30年度	9月「自殺予防シンポジウム」開催(共催:(社法)北九州いのちの電話) 2月「児童養護施設のハイスク児童の支援事業研修会」開催(主催:北九州市)
令和元年度	9月「自殺予防シンポジウム」開催(共催:(社法)北九州いのちの電話)
令和2年度	9月「自殺予防シンポジウム」開催(共催:(社法)北九州いのちの電話)

【内容】

- [対象者] 一般市民
 [会場] ウェルとばた
 [開催回数] 各年1回
 [実施方法] 一部委託(運営に係る一部業務を委託) ※自殺対策連絡会議の構成団体の後援を得ている
 [開始年度] 平成20年度

【実績】

開催日時	会場	内容・講師	参加者数
9月5日(土) 13:30～17:00	北九州国際 会議場メイン ホール	○テーマ 「自殺に傾斜する若者の動向について考える」 講演者 認定NPO法人 自立生活サポートセンターもやい 理事長 大西連 氏 シンポジウム 九州産業大学 教授 窪田由紀 氏 医療法人慈恵会 三宅仁史 氏 同上 大西 連 氏 モデレーター 社会福祉法人 北九州いのちの電話 富安 兆子 氏	221名

自殺対策の啓発を目的として、当センターが市民を対象に主催する唯一の大規模な講演会。自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）にあわせた開催とすることによる効果的な広報、市民が関心を抱きやすいテーマ設定等の工夫により、毎年、多数の参加がある。参加者は支援者や当事者を含み幅広い層に渡り、アンケート結果をみても概ね好評を得ていることから、市民に対し広く啓発する機会のひとつとなっている。

※令和2年度自殺対策強化月間（3月）については新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

（3）こころの健康づくり出前講座

【目的】

自殺予防の観点から、ストレスケア等をテーマに「こころの健康づくり」に関し、市民向けに出前形式で講演等を実施するもの。

【内容】

[対象者] 一般市民及び関係団体・機関等

[実施時期] 通年

[実施方法] 直接実施（依頼に基づき、職員を講師として派遣）

[開始年度] 平成25年度

【実績】

※担当講師は精神保健福祉センター職員

開催日	テーマ	主催団体	対象者	参加者数(人)
4月17日	新規採用職員研修「メンタルヘルス」	総務局職員研修所	新規採用市職員	164
7月9日	採用2年次職員研修「メンタルヘルス」	総務局職員研修所	採用2年次市職員	204
9月14日	"「こころの健康づくり」	北九州婦人教育研究会	会員	30
9月18日	コロナ禍でのこころの健康維持"	香月西部市民サブセンター	市民	20
9月29日	すこやか塾「心すこやかな毎日を送るために」	若松中央市民センター	市民	18
10月9日	ストレスと上手につき合うために	八幡西区役所保健福祉課	市民	6
10月20日	"令和2年度家族教室	みなづき学級	市民	9
10月30日	統合失調症について"	到津市民センター	市民	21
11月6日	"「こころの健康づくり」	本城リサイクル工房	事業所利用者	30
11月9日	コロナ禍でのこころの健康維持"	戸畑区役所保健福祉課	市民	9
11月9日	"[ストレスと上手につきあうために]	日明リサイクル工房	事業所利用者	37

11月19日	こころの健康づくり with コロナ"	生活学校 五月会	事業所利用者	12
12月11日	[ストレスと上手につきあうために]	(株)フレッシュシックスオー	市民	16
1月12日	「心の病気と治療について」	高須市民センター	市民	9
1月30日	[ストレスと上手につきあうために]	生涯学習総合センター	市民	6
2月18日	[ストレスと上手につきあうために]	周望学舎	市民	14
3月27日	「”いのち”まもり、ささえる。いま、わたしにできること。」	CoCo サロン北九州 Link 福祉施設	福祉施設従事者、市民	40

[計] 17回 延べ645名

(4) こころの健康づくりイベント

【目的】

自殺予防の観点から、他部局・民間主催の市民向け健康関連イベント等におけるブース出展などにより、市民を対象として広く「こころの健康づくり」について普及啓発を図る。

【内容】

[対象者] 一般市民

[実施時期] 通年

[実施方法] 一部委託実施（職員が企画・運営し、運営の一部を委託）

[開始年度] 平成25年度

【実績】 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止

(5) メディアを活用した普及啓発

【目的】

自殺対策に関する様々な情報等を効率的・効果的に発信し広く普及・啓発を図るため、様々なメディアを活用して広報・啓発を行うもの。

【内容】

[対象者] 一般市民

[実施時期] 通年

[実施方法] 直接実施または一部委託

[開始年度] 平成20年度

【実績】

時期	媒体名	内容・実績等
7月	保健福祉情報誌 すこやかハート北九州（市政だより7月15日号）	北九州いのちの電話 電話相談員募集
9・3月	自殺予防週間(9月10日～16日)・自殺対策強化月間(3月) 関連事業についての広報	

(6) 自殺予防週間・自殺対策強化月間

【目的】

自殺総合対策大綱において、自殺対策について正しい知識の普及を図るとともに広く市民の理解を促進するため、自殺予防週間（9月10日～16日）及び自殺対策強化月間（3月）を設定し、啓発活動を推進することが規定されていることから、本市においても、これらの期間において関係機関との連携及び様々な機会・媒体を活用することにより、自殺対策に関する様々な情報等を効率的・効果的に発信し広く普及・啓発を図るため、積極的・効果的な広報・啓発活動を行うもの。

【内容】

[対象者] 一般市民

[実施時期] 9月・3月

[実施方法] 直接実施または一部委託

[開始年度] 平成20年度（平成20年度は「自殺予防相談ダイヤル」のみ実施）

【実績】

実施時期	内容・実績
9月・3月	図書館等における普及啓発 広く市民が利用する図書館等において、リーフレット等の資料配布（希望設置）・出前講座（委託事業）などを行い、普及啓発を図る 【パネル展示・ポスター掲示】 ・市役所市政情報コーナー ・全国一斉こころの健康相談統一ダイヤル（厚生労働省主催事業）に参画 厚生労働省が開設する全国統一の電話番号による相談電話を通常の「自殺予防こころの相談電話」に転送（北九州市内固定電話からの着信のみ）

(7) 啓発冊子等の作成

【目的】

悩みや問題、対象者に応じて、メンタルヘルスに関する正しい知識及び相談・支援機関等の適切な情報を提供する方法として、リーフレット等を作成・配布することで、早期かつ適切に相談・支援機関につなぐことができるよう、広範かつ多様な情報提供を行い、地域の相談支援体制の充実・強化を目指す。

※過去の作成状況は、「Ⅱ-5 精神保健福祉センター刊行物」を参照

【内容】

[実施時期] 通年

[実施方法] 委託実施

[開始年度] 平成18年度（平成20年度までは市単費、平成21年度以降地域自殺対策緊急強化基金、平成28年度以降地域自殺対策強化交付金を活用）

3 自殺対策における組織連携構築

(1) 自殺対策連絡会議・庁内連絡会議

【目的】

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）を踏まえ、関係機関・団体の連携のもとに、本市における総合的な自殺対策に関する事項の連絡調整を図り協議・検討を行うため、「自殺対策連絡会議」を設置・開催する。

また、同連絡会議でなされた意見や提案などを検討するとともに、市内部の関係課との連携を図り、本市の総合的な自殺対策を推進するため、自殺対策に関する庁内連絡会議を設置・開催する。

<経過>

平成18年度	6月 「自殺対策基本法」制定
平成19年度	内閣府「自殺総合対策大綱」策定(閣議決定):『様々な分野の関係機関・団体によって構成される自殺対策連絡協議会等の自殺対策の検討の場の設置と同協議会等により地域における自殺対策の計画づくり等が推進されるよう』と記載あり
平成20年度	4月 「自殺対策庁内連絡会議」を開催:行政内部での情報交換及び連携を確認 11月 「北九州市自殺対策連絡会議」を設置、第1回会議を開催
平成22年度	11月 委員改選にあわせ、市薬剤師会及び北九州地区精神保健福祉士協会を構成員に追加
平成27年度	8月 委員改選にあわせ、福岡県看護協会、福岡県介護支援専門員協会及びNPO法人 抱撲を構成員に追加
平成28年度	7月 委員改選にあわせ、NPO法人 ジャパンマック 北九州マック、特定非営利活動法人 北九州DARCを構成員に追加

【内容】

①自殺対策連絡会議

- [協議事項] 1)自殺対策の検討に関すること
2)自殺対策推進のための連絡調整及び情報交換、並びに連携協力に関すること
3)その他自殺対策に関すること

[構成員] 次に掲げる関係機関及び団体から推薦された者

構成員(20名):学識経験者、医療・保健・福祉関係、労働関係、司法関係、警察機関、地域の民間団体等、遺族支援関係、その他議長が適当と認める機関・団体
行政機関(6名):警察、労働、教育、精神保健福祉行政(市)

事務局:精神保健福祉センター(いのちとこころの支援センター)、保健福祉局総務課

[会場] 総合保健福祉センター

[開催回数] 年2回程度

[開始年度] 平成20年度

②自殺対策庁内連絡会議

[協議事項] 同連絡会議でなされた意見や提案などの検討、本市の総合的な自殺対策推進のために必要な連絡調整、情報共有及び情報交換、並びに連携協力に関すること

[構成員] 構成員:市庁内の関係各局・委員会より選出された幹事課10課の課長または担当課長

事務局:精神保健福祉センター(いのちとこころの支援センター)、保健福祉局総務課

[会場] 精神保健福祉センター

[開催回数] 年1回程度

[開始年度] 平成20年度

【実績】

会議名	開催日時	内容	参加者数
自殺対策連絡会議	4月21日 書面開催送付	北九州市自殺対策の見直し(第2回)について 「こころの健康に関する実態調査」の実施について など	-
自殺対策連絡会議	11月24日(火) 18:00～19:00	北九州市自殺対策の見直し(第2回)について 北九州市自殺対策連絡会議の情報共有について 「こころの健康に関する実態調査」の報告書について	19名
自殺対策庁内 連絡会議	7月29日(水) 15:00～16:30	(1) 北九州市の自殺の現状について(報告) (2) 自殺対策における国と本市の動向について (3) 自殺対策に関連する事業の取り組みについて	10名
自殺対策庁内 連絡会議	2月8日 書面開催送付	(1) コロナ禍における北九州市の自殺の現状について (2) 自殺対策に関連する事業の取り組みについて	-

(2) 生きるための支援を考える会

【目的】

自殺の危機にある人は、様々な問題（暮らし、こころ等）を同時にかかえており、それを解決する複数の相談窓口を訪れることや、適切な窓口に通じつことも困難な状況にある。この課題を改善するため、様々な問題を一箇所で総合的に相談できる「総合相談会」を開催しており、今後の相談窓口や関係機関の連携のあり方について検討するもの。

【内容】

[構成員] 学識経験者、医療・保健・福祉関係、司法関係

[会場] 精神保健福祉センター

[開催回数] 1回

[実施方法] 直接実施

[開始年度] 平成23年度

【実績】

開催日時	内容	参加者数
2月8日(月) 11:00～12:00	総合相談会の試行開催のあり方、実施方法について	7名

(3) 救急医療における自殺未遂者の対応に関する懇話会（未遂者支援事業）

【目的】

救急告示病院に搬送される自殺未遂者等のハイリスク者に対する支援を目的として、救急医療関係者と精神科医との連携を強化するため、関係する医療機関・団体の医師及び市行政内の関係部局担当者による情報交換等を行う。

【内 容】

- [構 成 員] <救急指定病院医師>
北九州地域救急業務メディカルコントロール協議会、北九州市医師会、産業医科大学
- <精神科医師>
福岡県精神科病院協会北九州ブロック、福岡県精神科診療所協会、北九州市医師会、
産業医科大学、北九州市精神科ソフト救急準備委員会
- <行政関係>
消防局救急課、保健福祉局保健医療課・障害者支援課・保健所保健予防課
- <オブザーバー>
北九州市立八幡病院精神科医師、産業医科大学病院ソーシャルワーカー、
北九州総合病院 救命救急センター 医療ソーシャルワーカー
- <事務局>
精神保健福祉センター（いのちとこころの支援センター）
- [会 場] 精神保健福祉センター
- [実施方法] 直接実施
- [開催回数] 年1～2回程度
- [開始年度] 平成23年度

【実 績】 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

4 自殺対策における相談支援

（1）自殺予防こころの相談電話

【目 的】

本市の自殺対策の推進・強化を目的として、悩みのある市民にとって敷居が低く、わかりやすく、アクセスしやすい窓口として専用回線を開設し、早期に様々な問題に対応する相談機関をつなぐ連携機能を持つ、傾聴を主とした電話相談を実施するもの。相談することへの抵抗を低減し、必要に応じて相談者に適切な情報を提供することで、問題解決に向かえるよう問題整理の援助等を行い、問題の悪化を防ぎ、自殺を回避することができるように方向付ける。

※「いのちの電話」は傾聴を主とするもので、具体的な情報提供は行わないことから、傾聴とともに問題解決に向かうよう問題整理や適切な相談窓口の紹介を行う点で、電話相談の機能の住み分けを行う。

<経過>

平成20年度	9月 自殺予防週間にあわせ、九州・沖縄・山口一斉電話相談事業「自殺予防相談ダイヤル」を実施(以後、毎年継続) ※期間限定で専用回線を開設
平成21年度	11月 事業開始 (開設時間10:00～16:00、当センター職員による当番制で対応) ※専用回線(093-522-0874)を常設
平成23年度	9月 外部の臨床心理士に出務を依頼、2名の臨床心理士を配置(住民生活に光をそそぐ交付金を活用) 9月 (自殺予防週間)・3月(自殺対策強化月間)のキャンペーンとして内閣府が実施する「全国一斉こころの健康相談統一ダイヤル」に参画(以後、毎年キャンペーン実施時期のみ期間限定で

	参画)
平成24年度	10月 開設時間を9:00～17:00に拡大 交付金終了に伴い、市単費事業として事業継続
平成26年度	地域自殺対策緊急強化基金事業として事業継続
平成27年度	地域自殺対策緊急強化交付金事業として事業継続
平成28年度	地域自殺対策強化交付金事業として事業継続

【内 容】

[対 象 者] 一般市民

[開設時間] 開庁日（祝日・年末年始を除く月～金）の午前9時から午後5時まで

電話番号 093-522-0874（おはなし）

[実施方法] 直接実施

臨床心理士（臨床心理士資格認定試験受験資格所持者（キャンディデイト）含む）又は公認心理士並びに精神保健福祉センター職員（精神科医、保健師、作業療法士、心理職、福祉職）

[開始年度] 平成21年度

【実 績】

相談件数	3,334 件		
内 訳	月 別	月平均：277 件	最多相談月：10月 386 件
	内容別	自殺に関するもの 11.7% / 自殺以外のもの 88.3%	
相談時間	1 件あたりの平均 17.4 分（最短 0 分、最長 190 分）		

昨年度に比して相談件数が約 17%増加。

（2）自殺未遂者支援事業

【目 的】

救急搬送された様々な問題を抱える自殺未遂者やその家族への支援を行うことで、再度の自殺企図を防ぎ、自殺を予防することを目指す。また、その支援を通じて、自殺未遂者やその家族等に関わる機会がある関係機関（一般救急医療現場など）や支援者の自殺未遂者支援に関する知識や技術の習得、維持・向上を図る。

<経過>

平成23年度	10～11月 「救急告示病院における自傷・自殺未遂者に関する実態調査」実施 厚生労働省が「自殺未遂者ケア研修（一般救急版）」を開始、市内の救急告示病院に希望者を募り、研修へ派遣
平成25年度	4月 「いのちとこころの支援センター」設置、担当課長1名・係長1名・職員1名・嘱託職員2名（臨床心理士・精神保健福祉士）を配置 9月 「自殺未遂者支援事業」開始

【内 容】

[対 象 者] 市立八幡病院（救命救急センター）、北九州総合病院に救急搬送された自殺未遂者とその家族

[支援期間] 事例に応じ必要な支援を適宜提供し、原則、6か月（フォローを含めた支援期間）

[実施方法] 直接実施

[開始年度] 平成25年度

【実績】

支援の内容等	対応事例件数
① 自殺の再企図防止のための心理教育 ② 精神科の受療支援 ③ 社会的支援利用に関するコーディネート ④ 関係機関・支援者等との連絡調整	20件

(3) うつ病の家族教室（うつ病対策）

【目的】

うつ病で治療中の方の家族に対し、うつ病についての正しい知識や接し方などの情報を提供するとともに、同じ悩みを持つ家族同士が語り合い、わかち合う場を提供するもの。

<経過>

平成19年度	社団法人北九州市障害福祉ボランティア協会主催の「うつの家族のためのケアセミナー」 「うつの家族のためのアフター研修」「うつの家族のためのケアセミナー」を共催
平成20年度	12月 うつ病の家族教室開催(1クール4回)
平成21年度	前期・後期の2クール開催(以後、毎年開催)

【内容】

[対象者] うつ病で治療中の方の家族（本人または家族が北九州市民）

[会場] 精神保健福祉センター

[開催回数] 年2クール（前期・後期）

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため前期中止。

[開始年度] 平成20年度

【実績】 ※開催時間はいずれも14:00～16:00

【前期】 ※新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、前期教室は全て中止とした。

【後期】

	第1回	第2回	第3回
日程	10月13日（火）	11月10日（火）	12月8日（火）
内容	うつ病について ～病気の理解と治療～	家族の接し方 ～ケアのポイント～	社会資源について ～本人・支援者の話～ セルフケア ～家族が疲弊しないために～
講師	精神保健福祉センター 精神科医	日本赤十字九州国際看護大学 教授 高橋 清美 氏	相談支援事業所あさの 所長 黒木由貴子氏 ピアサポーター 精神保健福祉センター スタッフ
参加者	10（人）	7	3

延べ20人

うつ病についての基本的な知識を押さえた後、回を重ねるごとにグループワークによるわかち合いの比重を高めていくようなプログラムとなっている。

5 自殺対策における人材育成

(1) 自殺対策支援者研修

【目的】

行政機関や医療機関をはじめとする保健・福祉・医療・教育等の多様な分野にわたる様々な機関・窓口において相談・支援業務に従事する支援者を対象に、自殺の危険を示すサインやその対応方法、支援が受けられる機関等、自殺予防に関する基礎知識の習得及び相談支援技術の向上を図る。

【内容】

- [対象者] ボランティアを含め、市民等の相談支援業務に携わる人
- [会場] 総合保健福祉センター 他
- [開催回数] 年3回程度（平成26年度～）
- [実施方法] 直接実施（一部、北九州市職員研修所と共催）
- [開始年度] 平成21年度

【実績】

開催日時	テーマ	講師	参加者数
10月16日(金) 9:00～12:00 13:30～15:00 15:15～16:45	メンタルヘルス・ファーストエイド研修 うつ病の早期介入と自殺予防	九州大学病院精神科神経科 講師 加藤 隆弘 氏 九州大学大学院医学研究院精神 病態医学分野テクニカルスタッフ 浦田裕美 氏	104名
12月16日(水) 14:00～17:00	メンタルヘルス・ファーストエイド研修 うつ病の早期介入と自殺予防	九州大学病院精神科神経科 講師 加藤 隆弘 氏 九州大学大学院医学研究院精神 病態医学分野テクニカルスタッフ 浦田裕美 氏	25名

延べ 129 名

(2) 自殺対策出前講座（ゲートキーパー養成研修）

【目的】

自殺対策に関する市民への啓発及びうつ病等の精神疾患の正しい理解を図ることで、地域におけるゲートキーパーとしての役割・機能を果たす人材を養成するため、市民を対象に地域で出前講座を実施する。

<経過>

平成21年度	地域自殺対策緊急強化基金の創設 同基金を活用し、社会福祉法人 北九州いのちの電話に事業委託し、事業開始(以後毎年継続)
--------	---

【内容】

- [対象者] 一般市民・市内関係団体の支援者
- [会場] 北九州市内
- [開催回数] 1機関あたり1回程度

[実施方法] 委託実施（委託先：社会福祉法人 北九州いのちの電話）

[開始年度] 平成21年度

【実績】

開催日時	主催団体・会場	内容・テーマ・行事名	担当講師	対象者 (参加者数)
2月21日(木・祝) 14:00～16:00	北九州パレス	心が楽になるストレスとの向き合い方	岩野俊郎 氏	24名

※令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響もあり、申し込みが少ないうえに中止となった講座もあった。

地域での自殺対策に関する啓発を行うため、地域住民（小規模の市民グループ、団体等）を対象に、長期にわたり自殺予防のための相談を受けてきている北九州いのちの電話に委託し、大学教授等を講師派遣した自殺対策に寄与する講座（出前講座：ストレスケア、うつ病、傾聴等に関するもの）を実施した。市民にとって「自殺」というテーマは身近なものではないが、ストレスなど身近な話題をテーマにしている。また北九州いのちの電話に委託することで、市民対しいのちの電話の活動を紹介する場となっている。

（3）ゲートキーパー養成研修

【目的】

自殺の危険性の高い人の早期発見・早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成する。

※ゲートキーパー養成研修として、固定化したプログラムを実施するのではなく、対象者の希望に応じた、ゲートキーパー養成に資する内容（自殺対策、うつ病等の精神疾患、依存症等）を含むものを研修と位置づけ実施。実施方法は、精神保健福祉センター（いのちとこころの支援センター）が新たに単独で研修を主催するのではなく、関係機関が実施する既存の研修等の機会を活用したものである。関係機関主催の研修に企画を持ち込むか依頼した講師派遣を行い共催して実施している。

<経過>

平成18年度	各区の保健・医療・福祉・教育・地域連携推進協議会が主催する主に民生委員・ケアマネージャー等を対象とした既存の研修会と共催する形でうつ病等に関する講演会開催（～平成21年度）
平成20年度	各区生活支援課に働きかけ、区役所内の関係課（生活支援課、保健福祉課及び保護課）職員を対象に、うつ病や自殺対策に関する研修を開催（～平成21年度）
平成22年度	各区主催の地域のケアマネージャーを対象としたケアマネジメント研修と共催（～平成23年度） 市職員のうち保健看護職を対象とした既存の研修の一つとして自殺対策と自死遺族支援をテーマに取り上げる形で実施
平成24年度	区役所保護課が実施する職員研修として「ケースワークに役立つアルコール関連問題講座」を出前形式で実施 全国理容生活衛生同業組合連合会が取り組む「ゲートキーパー宣言」事業として福岡県理容生活衛生同業組合が開催するゲートキーパー養成研修に講師を派遣
平成25年度	関係団体・機関への働きかけもしくは依頼に基づき講師を派遣する形で実施（以後、継続）

【内 容】

- [対 象 者] ボランティアを含め、市民等の相談支援業務に携わる人
 [会 場] 北九州市内（主催者による）
 [開催回数] 1 機関あたり 1 回程度
 [実施方法] 直接実施
 [開始年度] 平成18年度

【実 績】

開催日	テーマ	対象者	参加者数 (名)
4月17日	新規採用職員研修「メンタルヘルス」	新規採用市職員	164
7月9日	採用2年次職員研修「メンタルヘルス」	採用2年次市職員	204
9月14日	「こころの健康づくり」 コロナ禍でのこころの健康維持	会員	30
9月18日	すこやか塾「心すこやかな毎日を送るために」	市民	20
9月29日	ストレスと上手につき合うために	市民	18
10月9日	令和2年度家族教室 統合失調症について	市民	6
10月20日	「こころの健康づくり」 コロナ禍でのこころの健康維持	市民	9
10月30日	[ストレスと上手につきあうために] こころの健康づくり with コロナ	市民	21
11月6日	[ストレスと上手につきあうために]	事業所利用者	30
11月9日	「心の病気と治療について」	市民	9
11月9日	[ストレスと上手につきあうために]	事業所利用者	37
11月19日	[ストレスと上手につきあうために]	事業所利用者	12
12月11日	ストレスと上手につき合うために・こころの健康づくり ・知ってほしい依存症のこと	市民	16
1月12日	[ストレスと上手につきあうために] コロナ禍でのこころの健康づくり	市民	9
1月30日	「共依存について」 「障害者虐待防止法について」	市民	6
2月18日	[ストレスと上手につきあうために]	市民	14
3月27日	「”いのち”まもり、ささえる。いま、わたしにできること。」	福祉施設従事者、市民	40

[計] 17回 延べ645名

関係団体からの依頼に基づき講師を派遣して実施したものについても、ゲートキーパー養成研修としての要素が含まれるものをゲートキーパー養成研修として計上している。いずれを対象とした研修でも、日頃の業務において生かしやすい自らの役割として認識しやすいよう、内容についてはゲートキーパー養成研修として一律的・統一的なプログラムとせず、対象に応じて企画し個別に対応している。

(4) 救急告示病院関係職員の自殺対策研修

【目的】

初期対応から継続的な支援まで、一般救急の現場で役立つ自殺未遂者ケアのポイントを、日本臨床救急医学会が厚生労働省と共に作成したガイドラインに沿って体系的に学ぶとともに、モデル症例によるワークショップを通じケアのあり方を実践的に修得するもの。

※厚生労働省主催の「自殺未遂者ケア研修（一般救急版）」に市内の救急告示病院の医師、看護師及びコメディカルスタッフから希望を募り派遣するもの。（参加に係る交通費を支給）

【内容】

- [対象者] 市内の救急告示病院の医師、看護師、その他コメディカルスタッフ等
- [会場] 厚生労働省主催「自殺未遂者ケア研修（一般救急版）」
- [開催回数] 年1回
- [実施方法] 直接実施（研修参加者に対し交通費を支給）
- [開始年度] 平成23年度

【実績】

※令和2年度はオンラインで開催であったが、医療機関からの希望者なし。

(5) 自殺未遂者支援者研修

【目的】

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぎ、自殺を予防することを目指し、救命救急や精神科医療を中心とした医療機関の従事者のほか、自殺の危険が高い人の相談支援に従事する行政職員等を対象に、自殺未遂者支援の意義及び必要性について理解を深め、自殺未遂者に対する適切な対応・支援のために必要な知識及び技術の習得を図る。

【内容】

- [対象者] 救急医療及び精神科・心療内科医療に従事する医師、看護師、ソーシャルワーカー、心理士、医療事務職員、その他行政関係者 等
- [会場] 総合保健福祉センター 講堂
- [開催回数] 年3回程度
- [実施方法] 直接実施（一部、北九州市消防局と共催）
- [開始年度] 平成25年度

【実績】 ※消防局編は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

回	開催日時	テーマ・内容	講師	参加者数
1	12月5日(土) 10:00～16:00	自殺未遂者支援者研修 (若者編)	福岡大学 医学部 精神医学教室 講師 衛藤 暢明 氏	9名
2	2月27日(土) 10:00～16:00	自殺未遂者支援者研修 (高齢者編)	福岡大学 医学部 精神医学教室 講師 衛藤 暢明 氏	17名

[計] 延べ 26 名

(6) かかりつけ医等心の健康対応力向上研修（うつ病対策・ゲートキーパー養成研修）

【目的】

日頃より受診するかかりつけの医師に対し、適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法、家族からの話や悩みを聞く姿勢等を習得させるための研修を実施すること、及び精神科医療機関への受診の円滑化を促進する取組みにより、各地域において、うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療による一層の自殺対策の推進を図る。「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業実施要綱」より）※本市の自殺対策としては、「ゲートキーパー養成研修」の一つとして位置づけている。

<経過>

平成19年度	3月 厚生労働省より「かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業実施要綱」が提示される
平成20年度	実施要綱(厚生労働省)に基づき、事業開始(以後、毎年実施)
平成22年度	実施要綱改正(厚生労働省):従来の「うつ病対応力向上研修」に「思春期精神疾患対応力向上研修」を新たに加え、あわせて「かかりつけ医心の健康対応力向上研修」に変更 本市では、独自の取組みとして対象者に産業医を加え、内容もうつ病の診断、治療に加え、自殺のリスクを大きく引き上げるアルコール問題についても盛り込み、「かかりつけ医・産業医うつ病対応力向上研修」という名称で研修実施
平成24年度	実施要綱改正(厚生労働省):医師以外の職種を対象とする研修として事業内容に「精神保健福祉等関係者うつ病対応力向上研修」が新たに追加され、あわせて「かかりつけ医等こころの健康対応力向上研修」に名称変更
平成25年度	北九州市医師会「一般かかりつけ医と精神科医の連携強化事業」と合同開催 (以後、毎年) 実施要綱改正(厚生労働省):目的に、「各地域において、うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療による一層の自殺対策の推進を図る」取組として、「精神科医療機関への受診の円滑化を促進する取組」が加えられ、事業内容に「うつ病医療連携技術研修・連携会議」を追加
平成26年度	本事業は平成26年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第78条に基づく都道府県が実施する地域生活支援事業」として位置付けられ、精神障害関係従事者養成研修事業の実施要綱に基づいて実施。北九州市医師会の「一般かかりつけ医と精神科医の連携強化事業」と合同開催。
平成27年度	位置付けは昨年度と同様だが、27年度は、北九州市医師会「一般かかりつけ医と精神科医の連携強化事業」とは別開催となった。

平成28年度	平成28年度は、研修の内容や対象が重なることから、平成28年度から市医師会が県医師会から委託された「一般科医向け研修開催によるアルコール依存症連携構築事業」と同時開催とした。
平成29年度	平成29年度は、研修の内容や対象が重なることから、北九州市医師会の「一般かかりつけ医と精神科医の連携強化事業」と自殺対策ラインの「自殺対策支援者研修」及び本事業の同時開催とした。

【内 容】

〔対 象 者〕 北九州市の地域医療に携わる医師（かかりつけ医・産業医等）

〔会 場〕 総合保健福祉センター 2階講堂

〔開催回数〕 年1回

〔実施方法〕 直接実施（北九州市医師会と共同開催）

〔開始年度〕 平成20年度

【実 績】

開催日時	テーマ・内容	講師	参加者数
11月19日(木) 19:00～20:40	新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらす心理的影響の理解 ～医療関係者の感情対処を踏まえて～	久留米大学医学部 神経精神医学講座 准教授 大江 美佐里 氏	39名

6 自殺予防教育

（1）児童・生徒の自殺予防のための教員等向け研修

【目 的】

自殺対策において取り組むべき重要な課題の一つである児童・生徒を対象とした自殺予防教育の普及のため、学校現場への自殺予防教育導入を目指すもの。

※福岡県臨床心理士会・市教育委員会・精神保健福祉センターの三者の協働により、平成21年度より取り組みを開始し、教材開発から、教員・スクールカウンセラーに対する研修、授業指導案の開発、授業の実践まで段階的に進めるもの。

<経過>

平成21年度	地域自殺対策緊急強化基金造成(内閣府) 11月 「児童・生徒向け自殺予防リーフレット」制作業務を福岡県臨床心理士会に委託 3月 「児童・生徒向け自殺予防リーフレット」完成
平成22年度	4月 教員向け研修を福岡県臨床心理士会に委託 6月 「解説書」完成 教員向けに研修を初めて開催(人権教育管理職(副校長・教頭)研修会)
平成23年度	4月 教員向け研修及び授業プログラム開発を福岡県臨床心理士会に委託 10月 スクールカウンセラー向けの研修で初めて模擬授業を実施 2月 本事業として初めて授業実践(中学3年3クラス)
平成24年度	授業の実施方法を委託から直接実施へ変更 10月 新聞(全国紙)に北九州市の実践が取り上げられる(毎日新聞)

平成25年度	5月 福岡県臨床心理士会スクールカウンセラー会北九州市部会内に任意の作業グループとしてワーキンググループが結成される 8月 「自殺予防教育に関する連絡会議」(教育委員会・福岡県臨床心理士会・精神保健福祉センター三者の連絡調整会議)を開催(以後、年1～2回開催)
平成26年度	教職員向け研修全校実施 3月 「児童・生徒向け自殺予防リーフレット」(改訂)
平成27年度	7月 「児童・生徒向け自殺予防リーフレット解説編」(改訂)

【内 容】

- [対 象 者] 北九州市立小・中・特別支援学校の教員及びスクールカウンセラー
[会 場] 市内市民センターほか
[開催回数] 年6回程度
[実施方法] 直接実施(平成23年度までは福岡県臨床心理士会に委託実施)
[開始年度] 平成21年度(教員向け研修は平成22年度から実施)

- 【実 績】 ※講師はいずれも、福岡県臨床心理士会 臨床心理士(北九州市スクールカウンセラー)
令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン開催。

7 自死遺族への支援

(1) 自死遺族のための個別相談窓口

【目 的】

自死(自殺)が遺された人に及ぼす心理的影響は大きく、遺された家族は様々な感情が沸き起こり揺れ動く中で混乱に陥ったり、他の死別とは異なった特有の感情(自責の念・怒りや拒絶)や社会の偏見を背景とした「公表できないつらさ」、周囲の無理解による傷つきなどにさらされたりするなど、その回復にはかなりの時間を要することが多い。そこで、自死遺族の心理的支援を目的として、自死遺族の気持ちに寄り添うことで安心して気持ちを語ることができ、必要に応じて地域の資源・支援機関などの情報提供を行うこと、傾聴を中心とした対面面接による個別相談の場を提供するもの。

<経過>

平成23年度	9月 外部の臨床心理士に出務を依頼(自殺予防 ころの相談電話の業務を兼務)し、2名の臨床心理士を配置(住民生活に光をそそぐ交付金を活用) 12月 事業開始
平成24年度	交付金終了に伴い、市単費事業として事業継続

【内 容】

- [対 象 者] 自死(自殺)で家族を亡くした方(北九州市民のみ)
[会 場] 精神保健福祉センター
[開設時間] 開庁日の9:00～16:00(予約制)
[開始年度] 平成23年度

【実 績】

面接 1件

(2) 自死遺族のための無料法律相談

【目的】

自死（自殺）で家族を亡くした場合、自死に伴って相続・補償・労災など法律に関わる問題を抱える場合が多く、法的支援の必要性・重要性は高い。また、自死が遺された人に及ぼす心理的影響は大きく、様々な感情が沸き起こり揺れ動く混乱の中にある遺族に対し、その心理を理解した上で提供される相談支援は、遺族のこころのケアとしての意義も大きい。

そのため、家族の自死に伴い遺族が直面する法的問題について、安心して相談できる場を提供することで、法的問題への対応とともに自死遺族のこころのケアに資することを目的に弁護士による無料法律相談を実施するもの。

※本事業は、福岡県弁護士会における自死問題対策の一つとして、福岡市の委託を受け福岡市内において自死遺族向けに法律相談を開始するのにあわせて、同会北九州部会の取組みとして、精神保健福祉センターと連携して実施する。

<経過>

平成24年度	7月 福岡県弁護士会北九州部会と事業実施に向けて協議開始 9月 担当弁護士研修実施(2回;以後、毎年2回開催) 10月 事業開始 12月 福岡県弁護士会北九州部会内のプロジェクトチーム(平成25年度より自死問題対策委員会に移行)の定例会議(月1回)に精神保健福祉センターより参加(以後、毎回参加)
--------	---

【内容】

①自死遺族のための無料法律相談

- [対象者] 自死（自殺）で家族を亡くした方（北九州市民のみ）
- [会場] 精神保健福祉センター
- [開設時間] 開庁日。原則として午前は 9:30 開始、午後は 13:30 開始（予約制）。相談者の希望等に応じ、弁護士と日程調整する。
- [実施方法] 自死遺族法律相談の担当弁護士と精神保健福祉センター職員で対応
- [開始年度] 平成24年度

②自死遺族法律相談担当弁護士研修

- [対象者] 福岡県弁護士会北九州部会所属の弁護士
- ※福岡県弁護士会北九州部会が作成する自死遺族法律相談の担当弁護士名簿への登載を希望する場合、本研修2回受講が要件となる
- [会場] 北九州弁護士会館
- [開催回数] 年 1～2 回
- [実施方法] 福岡県弁護士会北九州支部と共催（経費負担は福岡県弁護士会北九州部会）
- [開始年度] 平成24年度

【実績】

①自死遺族のための無料法律相談

4件（来談者5名）

②自死遺族法律相談担当弁護士研修

開催日時	内 容	講 師
9月5日(木) 16:00～18:00	精神疾患や認知症、その治療で使う薬の の効能等について	精神保健福祉センター 精神科医

名簿登録者数 29名(令和2年3月末現在)

相談時に精神保健福祉センター職員が同席することで、法律問題に対する対応だけで終わることなく自死遺族の話を傾聴し、グリーフケア・こころのケアとしての要素を含んだ相談となっている。

福岡県弁護士会北九州部会と共催で担当弁護士育成のために研修を開催するほか、事例検討会を実施するなど、人材育成及び相談の質の維持・向上のための取り組みが大きな意味を持っている。

(3) 自死遺族のための「わかち合いの会」

【目 的】

自死遺族支援の一環として、悲嘆のプロセスをできるだけ正常に促進し、遺族の精神的・社会的自立回復(ひとり立ち)を図ることを目的に、自分の感情を表現できる安全な場所を提供し、遺族相互のわかち合い(わかち合い・解き放ち)を通して精神的ケアを行うもの。

<経過>

平成20年度	「自死遺族の集い・わかち合いの会」開催:次年度の事業化(定例開催)を前に試行実施 (2回開催、延べ7名参加)
平成21年度	10月 第1回目開催
平成24年度	12月の開催分を「自死遺族のためのグリーフケアコンサート」に振替(以後、毎年継続)

【内 容】

[対 象 者] 自死(自殺)で家族を亡くした方(北九州市民以外も可)

[会 場] 精神保健福祉センター

[開催回数] 年6回(定期:偶数月の第3土曜日14:00～16:00)

※12月は「自死遺族のためのグリーフケアコンサート」として開催

[開始年度] 平成21年度(平成20年度に「自死遺族の集い・わかち合いの会」として試行実施)

【実 績】 ※開催時間はいずれも14:00～16:00

開催日	参加者数
4月18日(土)	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
6月20日(土)	1名(新規1)
8月15日(土)	1名(新規1)
10月17日(土)	6名(新規5)
12月5日(土)	※ グリーフケアコンサートとして実施
2月20日(土)	4名(新規2)
合 計(延べ人数)	12名(新規9)

参加された方からは「同じ体験をしているので、共感できた」、「聞いてもらえて少しだけ気持ちが軽くなった」、「緊張したが、改めて前を向かないといけないと思った」といった感想があり、自死遺族支援の場として有効であったと思われる。

(4) 自死遺族のためのグリーンケアコンサート

【目的】

自死遺族支援を目的に、自死遺族が安心して気軽に参加することができ、「わかち合いの会」等の支援につながる機会を提供することを目指すとともに、自死遺族支援に関する理解及び自殺対策の啓発を図るもの。

<経過>

平成17年度	NPO法人北部九州ホスピスケアの会が企画する自死遺族シンポジウム「自死遺族のグリーンケアと自殺防止 ～コミュニティはタブーを乗り越え悲しみをシェアできるのか～」を共催
平成19年度	「グリーンケアについて ～支え合う地域～」をテーマに、自殺対策シンポジウム「遺族ケアを考える ～悲しみをわかち合える社会に～」を開催 以後、毎年1回、自死遺族支援をテーマに「自殺対策シンポジウム」を開催(～平成21年度) ※12月1日の「いのちの日」にあわせ実施することが多かったが、平成21年度は10月から開始する「わかち合いの会」を広報するため8月に開催した
平成22年度	自死遺族自身が参加しやすいように、ミニコンサートと講演からなるプログラムに改変し、「自死遺族のためのグリーンケアコンサート」に事業名を変更(以後、毎年1回継続)
平成24年度	12月の「わかち合いの会」を同コンサートに振替、12月の第3土曜日に開催(以後、継続)

【内容】

- [対象者] 自死(自殺)で家族を亡くした方、その周囲の方、支援者など(北九州市民向け)
- [会場] 総合保健福祉センター 講堂
- [開催回数] 年1回
- [開始年度] 平成19年度(平成19～21年度は「自殺対策シンポジウム」として開催)

【実績】

開催日時	内容・講師	講師	参加者数
12月5日(土) 14:00～16:00	講演 「自死について語るということ」	リメンバー福岡 自死遺族の集い スタッフ 児玉 豊彦 氏	16名
	ミニコンサート	【奏者】響ホール室内合奏団 ヴァイオリン 山下 陽子 氏 コントラバス 武富 祐子 氏 ピアノ 岩佐 靖子 氏	

自死遺族自身による講演とミニコンサートからなる本事業は、小規模ながらも、自死遺族自身に対する情報提供は当然のことながら、その周囲の方や支援者等への啓発の機会となっている。わかち合いの会の利用が難しい場合や負担を感じる場合などにも比較的参加しやすい形態の事業であり、自死遺族に直接的にアプローチする機会としての意味を持っている。

